

六 カナダニ於ケル日本人移民制限問題 一九八

二四四

ヤ罐詰業、魚油、魚肥製造業ノ如キハ漁撈ト相去ル遠ク別個ノ事業ニシテ寧ロ一般罐詰業又ハ製油業等ト同列ニ入ルヘキ製造業ト云ハサルヘカラス仲買業ノ如キ殊ニ然リ

(口)若此等事業モ亦漁業ノ一部ナリト強弁スルトセハ現ニ鮭

罐詰製造工場ニ於テ多數支那人ノ使用ヲ許シ居レル事実

ヲ説明スルコト甚困難ナルヘシ

〔二〕以上各種製造業仲買業ニ関シテハ之カ許可ヲ英國臣民ニ限定セラレ居ルモ日本臣民ノ内国民待遇ニ関シテハ之ヲ

禁止スルノ法規ヲ設ケタルコトナシ且日本臣民ニシテ之力

「ライセンス」下付願出ヲ為シタル実例ナシ右ハ漁業官ニ於テ仮令願出ヲ為スモ取上ケサルヘキ口吻ヲ漏シタルヤノ趣ナリシ為ナリ故ニ今後願出ヲ禁止セラレタル実例ヲ作ラサル限り直チニ正式交渉、又ハ法廷ニ於テ條約違反トシテ先方ニ対スルコト困難ナルヘシ但シ条約（從テ日本条約法）ノ此点ニ関スル先方ノ解釈ヲ明確ニスルコト先決問題ナルヘシ

〔三〕投資問題ニ付テハ既ニ明ニ之ヲ禁止シ居レルヲ以テ（本年四月十六日発機密公第九三号拙信添付C号付属参照）直チニ条約違反タルコトヲ指摘シ得ヘシ（因ニ加奈陀漁業

ニ対スル米国資本ノ投下額昨年度ニ於テ約六百万弗ノ由）四、使用人問題三付テハ前項拙信ノ通

本信写送付先 在オタワ總領事

編註 別添省略

一九八 十二月二十二日

幣原外務大臣（ヨリ）在オタワ松永總領事宛（電報）

ルミュー協約改訂商議ノ基本方針ニツキ訓令

ノ件

第二八号

ルミュー協商改訂ハ我方ニ於テモ出来得ル限り速ニ終局セシメ度キ希望ナルニ付其含ニテ御取運ヒアリ度ク機密第八〇号貴信打合事項〔二〕ハ移民ヲ一人テモ多ク送リ度キ底意ト取ラレ我方ノ重キヲ置ク他ノ主張ニ悪影響ヲ及ホス虞アルニ付矢張往電第二〇号ノ二ノハ及四三依ラレ度シ尚打合ハ日本ニ於ケル再渡航旅券下付ノ方針トシテ近ク滯在期間一ヶ年ニ短縮セラルルヤモ知レサル旨貴方ニ於テ再渡航証明出願者ニ対シ夫レトナク注意スル程度ニ留メ置カレ度シ

在英大使及晚香坡ヘ暗送アリ度シ

事項七 ソ連邦通商代表部設置問題

一九九 一月二十二日 在浦潮渡辺總領事ヨリ

幣原外務大臣宛（電報）

在東京商業代表部事務開始ノ公告ニツキ報告

ノ件

（一月二十三日接受）

極東革命委員会ハ二十二日県機関ニ大要左ノ通公告ヲナセ

リ

ルヤノ誤解ヲ与フル虞アルニ付貿易代表権限問題落着迄發表
方見合ノコト致シタシ 通商第二課 坂根（印）

一〇〇 二月一日 在浦潮渡辺總領事宛（電報）

交渉中ノ協議成立スルマデ代表部ノ設置ヲ承

認セザル旨通報ノ件

第二五号

貴電第三一号ニ関シ

在東京「ソヴィエット」商業代表部事務開始ニ付官公私設機関及企業並ニ個人ハ現行法令ニ基キ日本ニ於ケル商品ノ輸出入ニ関シ予メ同代表ノ同意及認可ヲ受ケ交渉取引ヲ為スヘシ
右ニ伴ヒ Okarodailies Daligostorg ハ在本邦各地出張所ヲ一月二十日限り閉鎖シ爾今一切ノ業務ハ右通商代表部ヲ経テ行フ旨夫々公告セリ
莫斯科、哈爾賓ヘ郵報ス
(欄外記入)

本電（哈府發大臣宛第一四号モ同様ナリ）ノ内容ヲ外務省ニテ公表スルトキハ本問題ニ対シ帝国政府カ承認シタルモノナ

七 ソ連邦通商代表部設置問題 一九九 二〇〇

七 ソ連邦通商代表部設置問題 二〇一 二〇一

二四六

本電「ハバロフスク」領事來電第一四号ニ対スル本大臣訓令トシテ同領事へ転電アリタシ

二〇一 二月二日 出淵外務次官ヨリ
四条商工次官宛

ソ連邦貿易代表部設置交渉ノ経過ニツキ通報
ノ件

通一機密第五八号

本邦ニ於テ「ソヴィエト」貿易代表部設置方ニ閲スル件

曩ニ在本邦「ソヴィエト」連邦大使ヨリ本邦ニ於テ同連邦貿易代表部設置方申出ノ次第アリ同大使ノ申出ニ依レハ右

貿易代表部ノ主班及部員ハ本邦ニ於テ商取引ヲ為スト共ニ外交官ノ特権ヲ享受シタキ旨要求シ居レル處右ハ到底承認シ難キ所ナルニ付種々交渉ノ結果大体ニ於テ外交官ノ特権ハ貿易部ノ主班又ハ部員ニシテ一定ノ人員ニ限り大使館付商務參事官又ハ商務書記官トシテ承認セラルルモノニ限り之ヲ与フルモ之ヲシテ商取引ヲ行ハシメス而シテ商取引ヲ行フモノニハ右ノ特権ヲ与ヘス且右商取引及貿易代表部ノ財産ハ全然本邦法規ニ從ハシムヘキ方針ニテ露國側ト交渉

ヲ進メ近ク右ノ趣旨ニテ大体妥協ノコトト思考セラルルモ右交渉完了ニ至ルマテハ本邦ニ於ケル同部ノ設置ハ之ヲ承認セサル義ナリ
然ルニ今般浦塙總領事及「ハバロフスク」總領事代理ヨリ別紙写ノ通電報ノ次第有之タルニ付見込ニ依リ前記ノ趣旨ヲ先方當局者ニ申入レ置ク様訓電シ置キタルニ付左様御承知置相成度此段申進ス

二〇二 三月三日(着) 在浦潮渡辺總領事ヨリ
幣原外務大臣宛(電報)

貿易代表部設置交渉ノ経過照会及ビ国営商業

第六五号

貴電第二五号ニ閲シ
通商代表問題解決ノ記事三月一日ノ大阪朝日ニアル處右事実ナラハ要点タケニテモ御回示相煩シ度シ尚極東貿易全權「アンドリヤノフ」ハ「ヤンソン」ト打合セノ為三月下旬東京ニ赴ク予定ノ由同人補佐官ノ直話ニアリ且近來国営商業部員ノ本邦渡航増加ノ徵アルニ依リ彼等ニ対スル査証取扱振リ「アンドリ」ノ如キハ別トスルモ一般吏員ハ當局ノ

一、通商代表ニ閲スル本邦露國間ノ交渉ハ代表部部員及其ノ事務所ニ治外法権ヲ認メサル我方提案ヲ露國力認容セサリシ為行惱トナリ居タル處今般先方ノ讓歩ニ依リ略ホ

我方主張ノ通意見ノ一致ヲ見タルカ露國ハ同一問題ニ関シ現ニ仏蘭西及土耳其交渉中ノ趣ニテ我方トノ協定事項ノ公表ヲ前記交渉ニ累ヲ及ホスマノト為シ切ニ公表差扣方ヲ希望シ結局右協定ノ内容ヲ本大臣ト「コツプ」大使トノ間ニ意見一致セル事項トシテ記録ニ存スルニ止メ如何ナル形式ニテモ之ヲ公表セサル事トシ二十三日右記録作成ノ手続ヲ了シ本問題ノ解決ヲ見タリ

二、右決定事項中ニハ露國カ必要ノ程度ヲ超エタル多數ノ代表部員若クハ赤化宣伝ノ虞アル者ヲ部員トシ本邦ニ派遣スル事ヲ阻止スル為本邦渡來ノ代表部員ハ原則トシテ貴大使館ニ於テ旅券ノ査証ヲ受ケシムルコトトシ猶ホ止ムヲ得サル事情アルトキハ浦塙及「ハバロフスク」領事館ニ於テ査証ヲ受クルコトヲ得ルモ右ノ場合ハ予メ露國政府ヨリ貴館ニ其ノ氏名ヲ通知スヘキ趣旨ノ一項ヲ設ケ以テ本件査証ヲ一切貴官ノ手ニ統一スルコトシタリ就テハ右御含ノ上本人ノ性行並通商代表部員ノ現員數ニ徵

二〇四 六月二十四日 幣原外務大臣ヨリ
在ソ連邦田中大使宛(電報)

通商代表ニ閲スル交渉成立ニツキ通報及ビ代表部員ノ旅券ノ取扱ニツキ訓令ノ件

第一三七号 極秘

七 ソ連邦通商代表部設置問題 二〇三 二〇四

二四七

シ差支ナシト認メラル場合ニハ査証方御取計アリ度ク
猶亦浦塩及「ハバロフスク」ニ於ケル査証ニ付テモ領事
官ヘ可然御指図アリ度ク右何レノ場合ニ於テモ特ニ疑義
アルトキハ予メ請訓セラレ度シ協定全文郵送ス

1105 六月二十四日 帚原外務大臣ヨリ
在浦潮渡辺總領事宛(電報)

通商代表ニ閑スル交渉成立ニ伴フ代表部員ノ
旅券ノ取扱ニ閑シ訓令ノ件

第九一号 極秘

通商代表ニ閑スル本邦露國間ノ交渉成立シ一十三日其ノ手
続ヲ了セル處右協定事項中ニハ露國カ必要ノ程度ヲ超エタ
ル多數ノ代表部員若クハ赤化宣伝ノ虞アル者ヲ派遣スル事
ヲ阻止スル為本邦ニ渡來スル代表部員ノ旅券ハ原則トシテ
「モスコ一」大使館ニテ査証ヲ受クヘク唯止ムヲ得サル場
合ニ限り浦塩若クハ「ハバロフスク」ノ領事館ニテ査証ヲ
受クルヲ得ヘキ趣旨ノ一項ヲ設ケタリ就テハ右査証願出ノ
際ハ其ノ氏名ヲ大使館ニ通電シ其ノ指図ヲ俟シテ處理セラ
レタシ尚本件ハ露國ノ希望ニ依リ本大臣ト「コツップ」大使
トノ間ニ意見ノ一致セル事項トシテ單ニ之ヲ記録ニ存スル

ニ止メ一切公表セサルコトトセルヲ以テ右御含アリタシ
哈府ニ転電シ「モスコ一」ニ転電セシメ「レンタン」

1106 七月一日 帚原外務大臣ヨリ
在ソ連邦田中大使、在浦潮渡辺總領事
在ハバロフスク川角給領事代理各宛

通商代表ニ閑スル協定成立ニツキ通報ノ件

付属書一 通商代表部ニ閑スル記録書寫
二 右訳文
三 通商代表部ニ閑スル記録書説明書

- 一 二月二十二日通商代表問題等ニ閑シコツップ大使ト
使ト出淵外務次官トノ会見要領
- 二 三月二十七日通商代表問題ニ閑シ大臣トコツップ大
使トノ会見要領
- 三 四月六日通商代表問題ニ閑シ大臣トコツップ大
使トノ会見要領
- 四 五月十五日大臣トコツップ大使及ビセレブリヤ
コフ交通次長トノ会見要領
- 五 五月五日通商代表問題ニ閑シ大臣トコツップ大
使トノ会見要領
- 六 六月二十一日通商代表問題等ニ閑シ大臣トコ
ツップ大使トノ会見要領
- 七 シア大使トノ会見要領

Confidential.

The following is the result of the exchange of
views between the Japanese Minister for Foreign
Affairs and the Ambassador of the U.S.S.R. in their
recent interviews on the subject of the status of the
U.S.S.R. Trade Delegation:

1. The functions of the Trade Delegation which is
to be established by the Government of the
U.S.S.R. in Japan shall be:
 - (a) to encourage and facilitate trade and other
commercial intercourse between the U.S.S.R. and
Japan,
 - (b) to control exportation from the U.S.S.R. to
Japan and importation into the U.S.S.R. from
Japan, and
 - (c) to conduct commercial transactions on be-
half of the U.S.S.R.
2. The Government of the U.S.S.R. may designate
the head of the Trade Delegation and his assist-

(付属書一)

通商代表部ニ閑スル記録書寫(極秘)

Record for Archives.

七 ソ連邦通商代表部設置問題 1106

3. The head of the Trade Delegation, recognised as Commercial Counsellor or the Embassy of the U.S.S.R., shall be authorised inter alia to issue licences for export from and import into the U.S.S.R., thereby controlling exportation from the U.S.S.R. to Japan and importation into the U.S.S.R. from Japan.
4. The Trade Delegation, as well as its officials (i.e. head and members), except those recognised as Commercial Counsellor or Commercial Secretaries
7. Whenever it is intended to establish any agency or branch office of the Trade Delegation in Japan, the consent of the Japanese Government to such establishment shall be previously obtained.
8. All passports for officials of the Trade Delegation proceeding to Japan shall be viséed at the Japanese Embassy at Moscow. In special circumstances, they may be viséed at the Japanese Consulate at Vladivostock or Habarovsk, and in that event the Government of the U.S.S.R. shall previously communicate to the Japanese Embassy at Moscow the names of the officials whose passports are to be viséed at such Consulate.
9. (1) The Embassy of the U.S.S.R. in Tokyo shall notify the Japanese Government
- (a) of the names of the officials of the Trade Delegation who shall be authorized to conduct commercial transactions on behalf of the Trade Delegation, and to sign contracts, bills and
- ants, respectively, as Commercial Counsellor and Commercial Secretaries of the Embassy of the U.S.S.R., who, in such supplementary capacity, shall be authorized to exercise the same official functions and to enjoy the same diplomatic immunities as similar officials of other foreign Embassies at Tokyo. The Commercial Counsellor shall be one in number and the Commercial Secretaries not more than three.
3. The head of the Trade Delegation, recognised as Commercial Counsellor or the Embassy of the U.S.S.R., shall be authorised inter alia to issue licences for export from and import into the U.S.S.R., thereby controlling exportation from the U.S.S.R. to Japan and importation into the U.S.S.R. from Japan.
4. The Trade Delegation, as well as its officials (i.e. head and members), except those recognised as Commercial Counsellor or Commercial Secretaries

to the Embassy of the U.S.S.R., shall act in Japan subject to the laws and jurisdiction of the country, and shall in all cases confine their activities within the limits of the specified functions for which the Delegation is to be established.

5. All commercial transactions, which may be conducted in Japan by the Trade Delegation as well as the properties of the U.S.S.R., situated in Japan and connected with the business of the Trade Delegation shall likewise be subject to the laws and jurisdiction of the country.

6. The Trade Delegation shall carry on its business in an office outside the premises of the Embassy of the U.S.S.R.; provided, however, that the officials of the Trade Delegation, recognised as Commercial Counsellor or Commercial Secretaries to the Embassy of the U.S.S.R. may exercise their functions, due to such supplementary capacity, in the office of the Embassy.

- other commercial documents, based on such transactions,
- (b) of the extent of powers invested in each of such officials, and
- (c) of any subsequent change in such personnel or in the extent of such powers.
- (ii) Upon receipt of notification as aforesaid the Japanese Government shall in due course publish the terms of the notification in the Japanese Official Gazette.
- (iii) Upon such publication in the Japanese Official Gazette, the designated officials of the Trade Delegation may exercise their respective functions in accordance with the terms contained in the notification.
- The above shall be regarded as provisional subject to further alterations which may hereafter be agreed upon.

七 ソ連邦通商代表部設置問題 110k

T. Yamaguchi Spalvin

(付属書II)

右訳文(極秘)

Tokyo, June 23, 1926.

日本国外務大臣及「ソヴィエト」社会主义共和国連邦全權大使ハ「ソヴィエト」社会主义共和国連邦通商代表部ノ地位ニ関スル問題ニ付最近ノ会見ニ於テ意見ノ交換ヲ為シ次ノ如ク一致セリ

一、「ソヴィエト」社会主義共和国連邦(以下「ソヴィエト」連邦ト訳ス)政府ニ依リ日本国ニ設置セラル可キ通商代表部ノ職務ハ次ノ如クナルヘシ

(イ)日本国及「ソヴィエト」連邦間ノ貿易及其ノ他ノ通商關係ヲ促進シ且便易ナラシムルコト

(ロ)「ソヴィエト」連邦ヨリ日本国ヘノ輸出及日本国ヨリ「ソヴィエト」連邦ヘノ輸入ヲ調節スルコト

(ハ)「ソヴィエト」連邦ノ為商取引ヲ為スコト

二、「ソヴィエト」連邦政府ハ通商代表部ノ長官及其ノ補佐員ヲ夫々「ソヴィエト」連邦大使館ノ商務參事官及商務書記官ニ任命スル事ヲ得ヘク右ノ場合該代表部ノ長官

ル事務所ニ於テ其ノ事務ヲ行フヘシ但シ「ソヴィエト」連邦大使館付商務參事官若クハ商務書記官タル事ヲ承認セラレタル通商代表部ノ部員ハ右従的資格ニ於テ為ス職務ハ是レヲ大使館内ノ事務所ニ於テ執ル事ヲ妨ケス

七、通商代表部ノ支部若クハ出張所ヲ日本国内ニ設置スルニハ予メ日本国政府ノ承認ヲ得ル事ヲ要ス

八、日本国ニ渡来スル通商代表部員ノ旅券ハ總テ「モスコウ」ニ在ル日本国大使館ニ於テ査証ヲ受クヘシ、但シ特殊ノ事情アル時ハ「ウラジワストツク」若クハ「ハバロフスク」ニ在ル日本領事館ニ於テ査証ヲ受クル事ヲ得ヘク尤モ右ノ場合ニ於テハ「ソヴィエト」連邦政府ハ該領事館ニ於テ旅券ノ査証ヲ受クル代表部員ノ氏名ヲ予メ「モスコウ」ニ在ル日本国大使館ニ通告スル事ヲ要ス

九、(丁)東京ニ在ル「ソヴィエト」連邦大使館ハ左ノ事項ヲ日本国政府ニ通告スヘシ
(イ)通商代表部ノ為ニ商取引ヲ為シ且右取引ニ基ク契約書、証書及其ノ其他ノ商用書類ニ署名スル権限ヲ有スル通商代表部員ノ氏名
(ロ)右代表部々員ノ各自ノ有スル職權ノ範囲

及補佐員ハ商務參事官若クハ商務書記官タル從の資格ニ於テハ東京ニ於ケル他ノ外国大使館ノ同種職員ト同一ナル公務ノ執行及同一ナル外交上ノ特權享受ヲ認メラルヘシ商務參事官ハ一名、商務書記官ハ三名以下トス

三、「ソヴィエト」連邦大使館付商務參事官タル事ヲ承認セラレタル通商代表部ノ長官ハ「ソヴィエト」連邦ヨリノ輸出及同連邦ヘノ輸入ニ對スル特許状ヲ發給シ以テ「ソヴィエト」連邦ヨリ日本国ヘノ輸出及日本国ヨリ「ソヴィエト」連邦ヘノ輸入ヲ調節スルノ職權ヲ認メラルヘシ

四、通商代表部並其ノ部員(即チ長官及職員)ハ「ソヴィエト」連邦大使館付商務參事官若クハ商務書記官タル事ヲ承認セラレタルモノヲ除キ日本国ニ於テ日本國ノ法律及裁判權ニ服スベク且如何ナル場合ニ於テモ其ノ活動ヲ代表部設置ノ目的タル特定ノ職務ノ範囲内ニ止ムヘキモノトス

五、通商代表部ノ日本国内ニ於ケル一切ノ商取引ハ日本國ノ法律及裁判權ニ服ス、通商代表部ノ事務ニ關係ヲ有シ且日本国内ニ在ル「ソヴィエト」連邦ノ財産ニ付亦同シ六、通商代表部ハ「ソヴィエト」連邦大使館ノ区域外ニアシ

(付属書III)

通商代表部ニ關スル記録書説明書(極秘)

第一、交渉成立ノ経過及取極ノ内容

(一)本邦ニ設置セラルヘキ露國通商代表部ニ關スル本邦露國間ノ交渉ハ客年七月交渉開始以来本年六月二十三日協議成立シ記録書作成ノ手続ヲ了スル迄前後十ヶ月余ノ時日ヲ經

過シタルカ交渉右ノ如ク遷延シタルハ次ノ事由ニ依レリ

1、本邦ニ於テハ通商代表部ニ對シ通常ノ商事会社ト同様ノ待遇ヲ与フルコトトシ何等外交上ノ特權ヲ与ヘ

サル根本方針ナリシ事

2、通商代表部ハ露国内法上外交機関タル大公使館ノ構成部分ヲ為シ且其職務モ單ニ國家ノ為ニ商取引ヲ為スニ止マラズ

露国ノ輸出入ヲ調節スルノ重要職務ヲ有スルヲ以テ右事實ヲ理由トシテ露国カ執拗ニ外交上ノ特權ヲ要求シタル事

3、独、伊、丁、其他ノ諸国ニ於テ條約上又ハ事實上既ニ右外交上ノ特權ヲ享受セル事

前述ノ事情ニ依リ両国ノ主張容易ニ其ノ一致ヲ見サリシカ露国ハ治外法權ヲ与ヘストスル我方ノ主張ハ通商代表問題ノ根本方針ニシテ到底其ノ讓歩ヲ得ヘキ見込ナキヲ看取スルヤ我方ノ主張ヲ容ルト共ニ右ノ如キ讓歩カ既ニ治外法權ヲ得タル獨、伊等ノ諸国ニ於テ好マシカラサル影響ヲ生シ且現ニ通商代表問題ニ関シ進捗中ノ仏國及土耳其國トノ交渉ニ於テ非常ナル不利ノ立場ニ到達スヘキ事ヲ理由トシ

第二項
共ニハニ於テ通商代表部カ「ソヴィエト」連邦ノ為ニ商取引ヲ為スモノナル事ヲ明ニシ第五項後段ト相俟チテ右商取引ニ關シテハ連邦自ラ其責任ヲ負担スヘキ事ヲ定メタルモノナリ

第三項

本項ハ通商代表部ノ長官カ第一項回ニ規定セル通商代表部ノ職務ヲ特許状ノ発給ニ依リ執行スル事ヲ承認セルモノナリ

第四項

本項ハ我方ノ根本方針タル通商代表部及其ノ部員カ外交ノ特權ヲ有セサル事ヲ明確ニ規定スルト共ニ代表部員カ其職務ノ範囲ヲ越工政治ニ関与シ若クハ赤化宣伝等ヲ為ス事ヲ禁止シタルモノナリ

第五項

通商代表部及其ノ部員ハ本邦ノ法律及裁判権ニ服スヘキ旨既ニ第四項ニ於テ規定セルヲ以テ代表部ノ為商取引モ又本邦ノ法律及裁判権ニ服スヘキハ言ヲ俟タサルモ通商代表部ハ國家ノ機關ニシテ國家ノ為商取引ヲ為スモノナルヲ以テ個人若クハ普通商事会社ト異リ何等カノ特權ヲ有スルヤニ誤解セラルル虞アルヲ以テ特ニ本項ヲ設ケ重ネテ其ノ然ラサル旨ヲ明ニスルト共ニ通商代表部カ露国國家ノ為商取引ヲ為スモノナル旨規定セル第一項ハトルト共ニ第六項ニ於テ商務參事官若ハ商務書記官タル代表部員カ通商代表部ノ事務ヲ大使館内ニ於テ執ル事ヲ禁止セリ

テ本協定ヲ密約ト為シ度旨切ニ我方ニ懇請セルニ依リ結局本取極ハ形式上協定トナスヲ避ケ单ニ外務大臣ト露国大使トカ通商代表問題ニ關シ意見一致セル事項トシテ記録ニ留ムルコトトセリ

〔〕本取極ノ骨子トスル処次ノ如シ

1、通商代表部及其ノ部員並代表部事務所ハ何等外交上ノ特權ヲ有セサル旨明ニセル事

2、通商代表部ノ長官及其ノ補佐員ハ大使館ノ商務參事官及商務書記官タル事ヲ得ルモ右商務職員ヲ兼任セル場合ニ於テハ通商代表部ノ為ニ商取引ヲ為スヲ得

サルコトト為シタル事

3、旅券查証ノ手続ニ依リ露国カ必要以上ニ多數ノ代表部々員、若クハ政治ニ関与シ又ハ赤化宣伝ノ虞アル者等ヲ部員トシテ派遣スル事ヲ防止スル途ヲ講シタル事

第一項

本項ハ通商代表部設置ノ目的、職務ノ範囲ヲ規定スルト第二、取極各項ノ要旨
記録書ニ記載セル取極各項ノ要旨次ノ如シ

第一項

本項ハ通商代表部設置ノ目的、職務ノ範囲ヲ規定スルト

七 ソ連邦通商代表部設置問題 二〇六

二五六

モノハ是レヲ本邦法律ニ依リ差押、強制執行等適宜処分シ得ヘキ趣旨ヲ明ニセルモノナリ

第六項

本項ハ通商代表部事務所カ治外法權ヲ有セサル事ヲ間接ニ明ニシタルモノニシテ通商代表部ノ長官及其ノ三名ノ部員ハ大使館ノ商務職員ヲ兼任シ得ルヲ以テ右ノ場合若シ彼等力大使館内ニ於テ通商代表事務ヲ執行スル事ヲ認ムル時ハ事實上通商代表部事務所ハ治外法權ヲ享有スルニ至ルヘク右ノ如キ結果ヲ避ケンカ為本項ニ於テ通商代表部ノ事務ハ必ス大使館外ニ於テ執ルヘキ旨ヲ定ムルト共ニ商務參事官タル代表部長官カ商務職員タル資格ニ於テ為スヘキ事務ト代表部員タル資格ニ於テ為スヘキ事務トハ事實上是ヲ區別スルコト能ハサルヘキヲ以テ通商代表部事務所中商務參事官若クハ書記官ノ室ノミハ治外法權ヲ認ムルコトセラレタントスル露國ノ主張ニ付テモ是レヲ否認シ以テ我方根本方針ヲ維持スルコトトセリ

第七項

本項ハ通商代表部カ必要以上ニ支部又ハ出張所ヲ設ケ若クハ通商上全ク關係ナキ地方ニ通商以外ノ目的ヲ以テ支

部、出張所等ヲ設置スル事ヲ防止スルヲ目的トセルモノナリ

第八項

通商代表部及其ノ部員ニ外交上ノ特權ヲ認メストスルモノ必要以上ニ多數ノ部員カ渡来シ若クハ赤化宣伝ノ虞アル者等ノ部員トシテ渡來スルコトハ結局好マシカラサル結果ヲ生スヘキヲ以テ右防止ノ目的ニテ本項ノ規定ヲ設ケタリ即チ本邦ニ渡來スル代表部部員ノ旅券ハ原則トシテ在露本邦大使館ニ於テ査証ヲ受ケシムルコトトシ尚露國側ノ希望ニ依リ極東方面ヨリ任命セラレテ直接本邦ニ渡來スル部員ニ付テハ殊更其ノ旅券ヲ在「モスクワ」本邦大使館ニ送付スルノ煩雜ヲ避クル為便宜在浦潮若クハ「ハバロフスク」本邦領事館ニ於テ査証ヲ受クル事ヲ得セシメ但シ右ノ場合ニハ露國政府ニ対シ予メ在露本邦大使館ニ該部員ノ氏名通知ノ義務ヲ負ハシメ以テ在露本邦大使館ヲシテ在浦潮及「ハバロフスク」本邦領事館ト相協力シ前述過剰ノ部員若クハ赤化宣伝ノ虞アル部員等ノ渡來ヲ防止セシムル事トセリ

第九項

通商代表部シ商取引ヲ為シ得ル權限ヲ有スル者ノ不明ナルカ為ニ本邦商人カ不測ノ損失ヲ蒙ムル事ハ予想シ得ラルヘキ事ナルヲ以テ本項ニ於テ右權限アル者ヲ我官報ニ告示シテ一般ニ周知セシムルコトトナスト共ニ右ノ官報告示以前ニアリテハ該權限ヲ有スル代表部部員ト雖モ代表部ノ為ニ商取引ヲ為シ得サル旨ヲ規定シ以テ前述本邦商人不測ノ損害ヲ防止スルト共ニ他方第二項ニ依リ大使館商務職員トシテ外交上ノ特權ヲ有スル代表部部員カ代表部ノ為ニ商取引ヲ為ス權限ヲ有スルコトヲ間接ニ阻止スル事トセリ

本協定各項ノ趣旨ハ大要前述ノ如シ然シテ本協定ハ暫定的ノ性質ヲ有シ将来両国ノ協議ニ依リ改正変更ヲ加ヘ得ヘキモノニシテ右ノ趣旨ヲ末尾ニ記載セリ

(付 記一)

「一月七日通商代表問題ニ關シ幣原大臣ト「コップ」大使及「ヤンソン」トノ会見要領（極秘）

大臣

通商代表問題ニ關スル我方案ニ付キ一、二ノ論点未解決ノ儘残リ居レルカ實際ニ於テハ一論点ノミニテ署名ニ関

コップ

「ヤンソン」氏カ商務官ノ職務ヲ行フニハ異議ナシトノコトナルカ商取引ニ關シ「ヤンソン」氏ノ有スル機關ニ依リ日本法律ニ遵拠シ之ヲ行フニハ日本側ニ於テ何等ノ

スル問題ナルカ貴方ノ回答ハ如何ナリ居ルヤ
コップ
本問題ニ付テハ既ニ充分解明セラレアルカ我方ニ於テ正式ノ回答案ヲ作成スルコト甚々困難ナリトス實際問題トシテハ我方ニ於テ大臣ノ是迄ノ説明ノ趣旨ヲ考量ニ付スレハ「ヤンソン」氏カ商取引ヲ行フトモ日本政府ニ於テ何等支障ヲ感セラルコトナシト思考ス

大臣

通商代表問題ノ談カ纏マラサル間「ヤンソン」氏カ商務官ノ資格ニ於テ執務セラルコトニ異議ナシソレハ他國ノ商務官ト同シ職務ヲ執リ得ルノミノコトナリ併シ未タ通商代表部ノ設立ヲ認メス從テ「ヤンソン」氏カ其ノ主任トシテ事務ヲ執ラルコトヲ承認シ居ラサルニ依リ「ヤンソン」氏カ通商代表部ノ主任トシテ事務ヲ執ラルルナラハ我方ハ異議ナキヲ得ス

コップ

大臣 支障ナシト思フ

其ノ問題ハ未タ解決シ居ラス日本政府ハ之ヲ認メ居ラサルニ依リ異議アル次第ナリ貴方カ我方案ヲ承認スルナラハ差支ナキモ我方案ヲ承認セサル限り「ヤンソン」氏ハ通商代表ノ職務ヲ執ラルコトヲ得ス

コップ

通商代表部ノ商取引ハ日本法律ニ遵拠シテ行フニ於テハ何等日本政府ノ禁止ノ目的物タラスト思フ

大臣

外交官ノ特権ヲ有スルモノカ商取引ヲ行フコトニハ異議ナキヲ得ス

ヤンソン

日本政府ノ立場ヲヨク了解ス併シ商取引ヲ行フニ当リ日本法律ヲ侵犯セサレハ可ナリト思フ

大臣

外交官タル商務官ハ商取引ヲ行フコトヲ得ス通商代表問題ノ解決セサル前ニ貴方ハ我方ノ了解ナク通商代表部ヲ設クルコトヲ得ス

ヤンソン

シ入ルル恐レアルニ付大臣ハ通商代表カ署名ヲナササルモノナルコトヲ公表スヘキモノニアラスト了解セラルコト出来サルヤ

大臣

我ハ通商代表ノ職務ヲ明白ニスル為之ヲ官報ニ告示スル積リナリ否ラサレハ日本商人ハ計ラサル迷惑ヲ受クルコトアルヘシ一般人民ハ此点ヲ明確ニ知リ置クヨロシト思フ

ヤンソン

外国语ニ於テハ通商代表カ商取引ヲ行フノ権限ヲ与ヘラ居ルニ付日本ニ於テ之ヲ与ヘラレサルトキハ私ハ困難ナル立場ニ立ツコトナル

大臣

外国语ニ於テハ通商代表ノ権限カ如何ナリ居ルヤ知ラサルモ此問題ハ面倒且重大ナル問題ニシテ議会ニ於テモ必ス提出セラルヘク私ハ之ニ対シ答弁セサルヲ得ス然ルニ通商代表ノ資格ヲ秘密ニ為シ置クトキハ必ス反対論起ルヘク又事実ニ於テ秘密ニ付スルコト能ハサルヘシ

ヤンソン

コップ

貴方案ハ数ヶ条ヨリ成リ其ノ内或ルモノハ既ニ若干ノ文句ノ変更ニテ解決シ居リ未解決ノ点ハ第四項ノミニテ之レニハ通商代表タルモノハ取引ノ署名ヲナスコトヲ得ストアリ然ルニ「ヤンソン」氏ハ契約ノ署名ヲナサスト言ヒ居ルニ付問題ハ解決シ得ルト思フ

大臣

署名セサルコトヲ明確ニ文書ヲ以テ回答セラルレハ我方ニ於テ考量スルコトトスヘシ此問題カ解決セサル前ニ通商代表ノ事務ヲ開始セラルコトニハ異議アリ

我方案ニハ通商代表ハ署名ノミナラス取引ニ関係スルコト能ハストアルカ貴方ニ於テ通商代表ノ取引ハ認メラレタシ但シ契約ノ署名ハ之ヲ為サスト言フコトナラハ我方ハ考量スヘシ

コップ

「ヤンソン」氏ハ商人ノ立場ヨリ其ノ信用能力ニ闕シ署名ヲナササルモノナルコトヲ公表セラルトキハ一面ニハ同氏ノ「レピュテーション」ヲ失墜スルコトナリ他方面ニハ取引ヲ為サムトスル日本商人ヲ困難ナル地位ニ落

実際上ニ於テハ日本法律ヲ犯ササルニ付何等支障ヲ來スコトナシ唯形式上ノ問題ノミ

大臣

通商代表ノ権限ハ公表セサルヲ得ス又通商代表ハ外交官ノ特権ヲ有シテ取引ヲ為スコト能ハス

コップ

大臣ハ外交官ハ取引ノ署名ヲ為スコト能ハス
カ「ヤンソン」氏ハ之ヲ為サス即チ他国ニ於テ通商代表ノ有スル特権ヲ日本ニ於テ辞退スルモノナリ又「ヤンソン」氏ハ商取引ヲ行フニ当リ日本法律ニ遵拠シ之ニ違背スルコトナシ

大臣

私ハ通商代表ハ日本法律ニ遵拠シテ取引ヲ行フコトヲ得ヘシト明言スルコト能ハス何トナレハ通商代表ハ外交官ノ特権ヲ有シ日本ノ法律ニ服従セサルモノナレハナリセモ通商代表ハ他国ニ於テハ署名ヲ為スノ特権ヲ有シ日本ニ於テハ然ラスト見ユルトキハ通商代表ノ面目上面白カラスト思ハル依テ之ヲ解決スルニハ左ノ如クスレハ可ナリト思フ

我方案ハ之ヲ棄テ大使ヨリ任意ニカクカクノ条件ニテ通商代表ノ事務ヲ執リタク第四項ニ関シテハ「ヤンソン」氏ハ署名ヲ為サス署名ハ代表部ノ一部長之ニ当ル積リナルコトヲ通知セラルヘシ然ラハ日本ニ於テ通商代表ノ权限ヲ否認シタルコトトハナラサルナリ我方ハ右書面ニ対シ宣シト考フルトキハ之ヲ認ムヘシ

コップ

公表三関スル件ナルカ「ノート」ハ外務省ト大使館トノ間ニ交換スルニ止メ之ヲ公表セラレサルコトトナルヤ

大臣

公表スルモ差支ナシト思フ大使ノ憂ヘラル面目論ハ心配セラルルニ及ハス

コップ

形式上ノ面目論ハ無クナルモ公表セラルハ他国ト日本ニ於ケル权限ノ相違カ曝露スルコトトナルヘシ大臣ハ「ノート」ノ交換カ大使館ト外務省トノ間ニ止マリ通商代表ハ日本法律ニ従ヒ取引ヲ行フモノナルコトニ了解ヲ与ヘラルルコト出来サルヤ

大臣

応答アリタル後

コップ

只今大臣ト「ヤンソン」氏トノ問答ニ依リ「ソヴィエト」政府カ商取引ハ何人ニ於テ署名スヘシ但シ「ヤンソン」氏ハ署名スルコトナカルヘシト宣言スレハ充分ナル義ナルヤ

大臣

ソレニテヨロシ尤モ貴方ノ通知ニハ我方案ノ全部ノ個条ヲ含ミタルモノナルヲ要ス

コップ

大臣ノ提議セラルル我方ノ「ノート」ニハ貴方案ヲ考量ニ入レ何人カ「ソヴィエト」政府ノ名ニ於テ署名スルヤヲ通知スレハ可ナルヤ

大臣

公文ノ書き方ニ依リテ承諾シ得ル場合ト否ラサル場合ト

アリ公文案ニ付テハ予メ我方ト打合セラレタシ

コップ

打合セスルコトトスヘシ我方ノ提出スヘキ「ノート」ニ付日本政府ハ更ニ審議セラレタル上回答セラルルコトト

秘密ニスルコトハ不可能ナルヘシ大使ノ言ニヨキコトナルモ我方カカカル宣言ヲ為スコトハ我方ノ損トナルヘシカクノ事ヲ為スヘシト宣言セラルルマテノコトナリ

クカクノ事務ヲ執ラシメ署名ヲ為サシメサルコトヲ宣言セラルレハ権限問題ハ起ラサルヘシ

コップ

兩者ノ間ニ不必要ナル困難ヲ排除スルコトハヨキコトナルモ我方カカカル宣言ヲ為スコトハ我方ノ損トナルヘシ

大臣

何等貴方ノ損トナラス貴方ハ通商代表カ日本ニ於テカクカクノ事ヲ為スヘシト宣言セラルルマテノコトナリヤンソン

我方カ任意的宣言ヲ日本ノ要求ニ依リテ為シタルコトハ自然世間ニ知レ渡ルヘシ

大臣

恰モ我国ノ対米紳士条約ノ如キモノニテ「ソヴィエト」政府カ自己ノ便宜ヨリ通知シタル形式トナルヘシ此公文ヲ秘密ニスルコトヲ約束スルコト能ハス

之ヨリ「ヤンソン」ト大臣トノ間ニ宣言問題ニ關シ數回ノ為セリ

シタシ

大臣

公文案ハ形式上ノ問題ナルニ依リ貴國書記官ヲ通商局長代理ノ許ニ遭ハサレ公文ノ式ニ付予メ打合セラレテハ如何

コップ

承知セリ 云々

(付 記二)

二月二十二日通商代表問題等ニ關シコップ大使ト出淵外務次官トノ會見要領

「コップ」大使ノ出淵次官來談

(大正十五年二月二十二日午后四時半—七時)
在京「コップ」大使ハ二月二十二日午後四時半「スパリウイン」博士ヲ伴ヒ出淵次官ヲ來訪シ大要左記ノ如キ会談ヲ為セリ

一、在京露國大使館敷地問題

「コップ」大使ハ二月十八日二瓶書記官ヨリ先方「ガシケリ」氏ニ手交シアリタル大使館敷地ニ關スル図面ヲ提示シタル上予ハ日本側申出ニ係ル計画ニ僅少ノ修正ヲ施シタシテ日本側案ニ關シ現在表門ノ在ル部分ノ地面ヲ街路ニ向

ヒテ少シク突出セシメ以テ円形ノ構内道路ヲ保存シ樹木ノ移植ヲ避クルコトトシ其ノ代リ外務省側ニ近キ角ノ部分ニ表門ヲ設クルコトトシ此所ノ部分ニ於テ日本側案ヨリ更ニ多クノ地所ヲ提供セントス、尚切角新造シタル表門ノ家屋鉄柵等ハ如何スヘキヤ、又市ヨリ受クヘキ新地区ノ盛リ土工事ニハ多額ノ工費ヲ要スヘシ此等ハ如何ニスヘキヤ、本件ニ就キ最後ノ決定ハ本国政府ノ命令ニ俟ツヘキモ差当リ次官ト下打合セ致度考ナリト云ヒ

右ニ対シテ次官ハ

抑モ本件ニ関シ関係官憲間ニ屢會議行ハレシ際当初復興局側ノ案ハ現在ノ外務省前ノ道路ヲ真直ニ延長スルノ案ナリシモ斯クテハ大使館ノ敷地ヲ非常ニ広ク取ルコトナルヲ以テ自分ニ於テ大ニ大使館ノ立場ヲ考慮シ種々尽力ノ未漸ク今回貴方ニ交付セル案ヲ採用スルニ至リシモノナリ本案ハ最後案ナリ、本案ニ依レハ露国大使館ノ敷地ヲ取ルコト極テ僅少ニシテ構内円形道路カ少シク橢円形トナルニ過キス樹木移植ノ費用モ我方ヨリ出スヘシ地ナラシモ我方ニテ行フヘシ柵等モ或程度迄費用ヲ出スヘシ要之此日本側最後案ニテ解決セラレンコトヲ切望スル次第ナリト答へ

トスヘシト述へ

次官ハ本件主義上日本側ニ御同意ノ上ハ本案ニ対シ余リ修

正ノナカラシコトヲ望ム旨ヲ付言セリ

二、商務代表問題

「コップ」大使ハ商務代表問題ニ関シ斎藤通商局長「ヤンソン」氏間ニ協定ノ「テキスト」モ將ニ成立セントスル矢先通商代表ノ借入レントスル家屋ニ關シ、三回迄話不調ニ終リ而シテ右ハ警察側及内務省側ノ指金ニ因ル由ノ處斯くてハ通商代表ノ事務所ハ大使館外ニ置クヲ要ストナス日本側ノ要求モ事実上之カ實現不能トナル次第ナリト云ヒ
出淵次官ハ右ニ対シ

元來通商代表問題ニ關シテハ幣原大臣ト貴大使トノ間ニ主義上ノ事項決定シ居リタルニ拘ラス「ヤンソン」氏カ斎藤局長ト交渉スルニ至ルヤ話ハ大ニ変化シ「ヤンソン」氏ノ態度ハ既ニ決定シ居レル主義上ノ事項迄モ变更セント試ミタルコトアリ就テハ大使ヨリ明日ニモ「ヤンソン」氏ニ対シ至急本件ヲ解決スル様申付ケラレタシ、又家屋ノ件ニ就テハ警察側内務省側ノ干渉ハ絶対ニ無之コトヲ茲ニ明言ス市内ニ於ケル家屋借入ノ困難ハ日本人ニトリテモ同様困難

「コップ」大使ハ右ニ対シ本日ハ單ナル下打合セナルカ予ハ次官ノ説明ヲ諒解シタリ主義上日本側ノ案ニテ可ナリ但シ少シク修正ヲ加フルコトアルヘシ付隨問題トシテ下水道其他ノ事モアリ得ヘシ依テ此上ハ技術家ノ討議ニ付スルコトトシタシ尚技術家間ノ話合成立後ハ本件カ北京條約ノ条項ニ基クモノナルニ顧ミ本問題ニ付外交上ノ形式ヲ整フルノ必要アルヘシト思考スト云ヒ

出淵次官ハ

本件ニ關シ彼我技術家間ニ於テ解決後幣原外務大臣貴大使間ニ「プロトコール」ヲ作製シ之ニ付属トシテ図面ヲ付スルコトトシテハ如何ト述ヘ

大使ハ全然同感ナリト答へ

次官ハ然ラハ日本側ハ二瓶書記官、復興局ノ技師ト共ニ貴館ニ參上打合セシムルコトスヘシト云ヒ
大使ハ大使館トシテハ唯今露国技師ヲ得ルコト能ハサルニ付適當ノ日本技師ニ嘱託スルノ外ナク右確定ノ上ハ館員（「コップ」大使ハ別レニ際シ島田ニ対シ「ウォリフ」書記官ヲ任命スヘシト云ヘリ）ヨリ貴省ニ電話打合セスルコト

ナル実情ハ充分諒解セラレタシト答へ

大使ハ

「ヤンソン」氏カ主義上ノ事項迄モ申出テタルコトアリト云ハルハ意外ナリ予ハ常ニ「ヤンソン」氏ノ報告ヲ見居タルカ新ニ主義上ノ事項ニ付何等申出ヲ為シ居ラス單ニ「レダクション」ノ修正ヲ申出テ居ルニ過キス、其ノ内斎藤氏ノ旅行トナリ本件延引セシモ「プロトコール」ノ成立モ茲両三日ノ問題ニシテ要之通商代表問題ハ好都合ニ進行シツツアル次第ナリ、次ニ家屋借入ニ関シ警察側ヨリ家屋ニ対シ圧迫ヲ加ヘツツアルハ事実ナリ、新聞紙上ニモ同様ノ記事アリ家屋カ發見セラレタルニ突然破談トナルハ誠ニ不愉快千万ナリ何卒内務省側ヘ可然御注意アリタク自分ヨリ「ヤンソン」氏ヘノ注意ハ明日言渡スヘシ、尚大連ノ新聞ニ「ヤンソン」氏ハ日本ノ老幼ヲ拳ヶテ共産主義ニ導クノ使命ヲ有スル旨報道シ居ルモ「ヤンソン」氏目下ニ立場ハ住居スラモ得ル能ハサル破目ニ在ルニアラスマヤト云ヒ
次官ハ右ニ対シ

斎藤局長ノ旅行ハ僅々一週間ニ過キス其前「ヤンソン」氏トノ交渉ハ一ヶ月計リヲ要シタリ右ハ「ヤンソン」氏カ屢

々話ヲ後戻シセントセシコトアリシニ因ルモノナリ円満解
決方ニ付齋藤局長へ話シ置クヘキモ同時ニ貴大使ヨリモ
「ヤンソン」氏ニ命令ヲ与ヘラレンコトヲ希望ス、本日貴
大使ヨリ本件ニ付大臣、大使間話合ノ主義上ノ事項ニ変化
ナキコトヲ耳ニシ予ハ欣快トスル所ナリ尚警察ニ関シテハ
誤解ナキ様適宜注意シ置クヘシ茲ニ此機ニ於テ付言シタキ
ハ客年十二月三十日付貴大使來東ニハ「通商代表」ナル字
句ヲ使用シアリ當時右ニ対シ我方ヨリ注意シ置クヘシトノ
説モアリタルモ通商代表問題ノ解決遠カラサルヘシト考へ
其儘トナシ置キタル次第ナリト述フ

大使ハ

通商代表問題ハ茲數日間ノ問題ナレハ此上論議スルコトヲ
差控フヘシ警察官憲カ共産主義ニ関シ一定ノ見解ヲ持ツハ
其ノ随意ナルヘキモ其不当行為ニヨリ累ヲ他ニ及ホスハ迷
惑ナリ現ニ加奈陀ヨリ渡来セル「グラーハム」氏カ外務省
ニ出頭シタル後露国大使館へ來リタルヲ理由トシテ警察之
ニ尾行シ更ニ同氏上海ニ赴クニ際シ船室迄モ調査シタル由
上海ノ本人ヨリ通信（英文書信ヲ次官ニ示ス）アリ移民法
廃止論者トシテ日本ニ対シ好感ヲ有セシ外国人ヲシテ斯ク

ノ如ク悪感ヲ以テ日本ヲ去ラシムルカ如キハ日本ノ為メ頗
ル不得策ナルヘシト信ス同時ニ右カ露國大使館ヲ來訪シタ
ルニ起因ストセハ甚々不愉快トスル所ナリト述ヘ

次官ハ

警察官憲ハ熱心ノ余リ尾行スル次第ナルヘク警察ノコトハ
貴國ニ於テモ同様ニ付コノ事ハ相互的ニ余リ八釜シク云ハ
ヌコトト致度シト云ヒ

大使ハ右ニ対シ

警察ト外交官ト調和ヲ図ルノ必要アリト云ヘリ

三、滿州問題

「コツブ」大使ハ私的会見トシテ意見ノ交換ヲ行フ次第ナ
リト特ニ念ヲ押シタル上、前二回ノ次官トノ会見ニ於テ論
議シタル東支鐵道問題ヲ中心トスル滿州問題ニ付當時事態
ハ頗ル急ヲ要セシモ現今トシテハ事態大ニ緩和セラレタル
次第ナルカ事重大ナル關係アルニ顧ミ今日之ヲ論議セント
ス、即チ今日滿州ニ於テ何ヲ為スヘキカノ問題是ナリ、大
連ノ新聞報道ニ依レハ〔近ク滿州ニ於テ日本軍ノ機動演習
行ハレントス、〔〕日本ハ滿州ニ於テ飛行機根拠地ヲ設ケン
トストアリ、右ハ果シテ事實ナリヤ否ヤ、又聞ク所ニ拵レ
トストアリ、右ハ果シテ事實ナリヤ否ヤ、又聞ク所ニ拵レ

ハ洮南府、齊々哈爾間ノ鐵道ハ近ク完成セントス又吉林敦
化鐵道ニ關シテモ種々報道アリ事態複雜トナリツツアルカ
此等鐵道ヲ纏メテ一ノ組織ヲ立ツルコト必要カト存ス、右
ニ付次官ハ予ト意見ノ交換ヲ行フノ意圖ナキヤ又聞ク所ニ
拠レハ日本軍憲ハ洮南、齊々哈爾線ヲ視察シタリト、斯ク
ノ如クンハ日本ハ經濟的關係ヲ超ヘテ他ノ目的ニ進ミツツ
アルニアラサルカサスレハ幣原外相予テノ声明ト反スルニ
アラスヤ、貴見如何

出淵次官ハ右ニ対シ

個人的意見ノ交換ハ喜ンテ之ニ応スヘシ、新聞記事タル演
習ニ關シテハ日本軍ハ關東州租借地内ニ於テ演習ヲ行フコ
トアリ得ヘシ又支那側ノ同意ヲ得テ州外ニ於テ演習ヲ行フ
コトモアリ得ヘシ、苟モ軍ノ駐屯アル以上之ニ必要ナル演
習ノ行ハルコトモ亦不思議ナラサルコトナリ、又飛行機

根拠地ニ關シテハ日本ハ關東州内ニ或ハ二、三、四個ノ飛
行機ヲ置ク必要アラン、満州ニ根拠地ヲ設クル云々ハ虛報
ナラン、尤モ貴大使ニ於テ右ニ重キヲ置カルルニ於テハ陸
軍側ニ問合セタル上回答スヘシ、次ニ鐵道ニ關シ洮齊鐵道
ハ其ノ性質ニ付テハ大使ニ於テ御諒解ノコトト存スルカ支

那ノ鐵道ナリ、滿鉄ハ同鐵道ノ請負者ナリ、陸軍軍人ノ視
察ノ件ハ之ヲ知ラス、軍人ハ一体ニ外交事項ニテモ鐵道事
項ニテモ興味ヲ持ツハ当然ナリ、或ハ視察旁見物ニ赴キシ
ヤモ知レサルモ一士官カ見タリトテ幣原大臣ノ意見ニハ麥
化ナカルヘシ、将来共斯種視察行ハルヘキモ右行ハレタリ
トテ右ハ單ニ視察ニ過キサルナリ、更ニ吉敦鐵道ハ滿鉄カ
請負者トシテ敷造スルコトニナリ居ルモ未タ工事ヲ始メ居
ラス、貴使ノ言ハル鉄道ヲ統一云々ノ御話ノ趣旨ハ如何
ナル意味ナルヤ之ヲ知ラサルモ予ハ滿州ニ於テハ最早純露
國又ハ純日本ノ鐵道ヲ敷設スルコト望ミナルヘク、結局支
那側カ敷設スル場合ニ之ニ貸金スルカ工事ノ請負ヲ為ス
ノ外、外國ノ關係スル途ナカラント思考ス、統一トハ具体
的ニ如何考ヘ居ラルルヤ伺ヒ度シト述ヘ

大使ハ

御話ノ最後ノ点ヨリ始メンニ実ハ予ニモ具体案ナシ、大ニ
考ヘタシト思フ、唯今種々御説明アリタルモ大体ニ於テ満
州ハ極東ノ「バルカン」ト謂フヘク隣國タル日露両國ノ經
済上、政治上ノ關係上双互間ニアル異見ヲ調和スルノ必要
アリト信ス、又風説ニ就キテモ注意スルヲ要スルニ付陸軍

側ニ御問合ノ上真相ヲ承知致度シ鉄道問題ハ形式上貴説ノ如クナルヘキモ實質ニ於テ然ラス、此等鉄道ハ要スルニ事実上日本ノ企業ナリ、依テ両国ノ政治経済上ノ利害関係ヲ何等カノ形ニ於テ協定スルコト望マシク如何ニセハ可ナルヤニ付頭ヲ痛メ居ル次第ナリ、然レ共帝制時代ニ行ハレンカ如ク支那ヲ目的物トスル何等カノ秘密條約ヲ結フヘシト謂フニハアラス、日露両國間ニ於テ何等カ協定シタシト謂フニアリ、乍去自分ニハ提案ナシ唯日露両國並支那ノ利益ヲ増進スル方策ヲ建テタシト思フ次第ナリト云ヒ

次官ハ
演習、飛行機根拠地ノ件ハ陸軍ニ問合セノ上通知致スヘシ、滿州ニ於ケル日本軍ノ行動ヲ以テ動モスレハ貴國ニ対スル示威運動ナリト看做サルルハ迷惑ナリ、日本軍ハ單ニ鉄道ノ保護ヲ目的トスルモノナリ、次ニ支那ヲ目的トスル秘密ノ約束ハ不可ナリ秘密協定ハ時代遅レナリ從テ之ヲ行フ考ヘナシ此点大使ト同感ナリ、具体案ニ關シテハ自分ニモナシ運賃ノ協定、列車連絡ヲ良好ナラシムル方法ニ関スル協定ナレハ考ヘ得ヘキモ外ニ無シ、尚良ク考慮スヘキヲ以テ大使ニ於テモ御考慮ノ上次回ニ承ハルコトトシタシ、

置キタキコトハ我國ニハ滿州ニ於テ貴國ニ對シテ不利ヲ圖ル考ナキコト是ナリ、又滿州分割ノ秘密條約ヲ締結スルノ意図ナキコトヲ明言スヘシト云ヒ

大使ハ

本日ハ之ニテ失礼スヘシ、何レ次回ノ会見ニ譲ルヘシ、ト云ヘリ

四、軍備制限問題

大使ハ軍備制限會議問題ニ付何カ情報アリヤト問ヒ

次官ハ

二月十五日予備會議ヲ「ジエネヴァ」ニ於テ開催ノ筈ナリシカ延期シテ五月十五日「ジエネヴァ」ニ於テ予備會議開催ノ筈ナリ日本全權ハ未タ確定セサルカ右ニ付追々判明セハ御通知スルモ可ナリ新聞報ニ拵レハ貴國ハ「ジエネヴァ」ヲ回避セラレ居ル由ナルカ如何ト云ヒ

大使ハ

右ハ事実ナリ「チチャーリン」氏ヨリ「ドラモンド」書記長ニ宛テ予備及本會議ニ参加スヘキモ瑞西力曩ニ「ソヴィエト」政府ニ与ヘタル侮辱ニ対シ為スヘキコトヲ為サス瑞西ノ國威ヲ傷クルコトナクシテ為シ得ヘキ措置ヲ採ラス依テ

満州ニ於ケル日露ノ利害関係密接ナルヲ以テ両国共満州ニ付特別ナル注意ヲ払フ必要アリ、最近東支鉄道事件カ幸ヒ大事件トナラス片付キタル原因ハ我國ニ於テ不干涉ノ態度ヲ採リシカ為メナリ、今後相互ニ支那ト他国トノ問題ニハ不干涉ノ態度ヲ採ルコト肝要ナリ、ト述ヘ

大使ハ

現今ハ相互ニ鉄道等問題ニ付具体的的解決ヲ講スルコト必要ナルモ何分ニモ日露両國ノ間ニ支那カ介在スル関係上及ヒ第三國トノ関係上事態頗ル複雑ナリ、要スルニ日露両國間ニ問題存在スル次第ナルヲ以テ充分注意シ研究スルヲ要スヘク之カ為メ大ニ意見ノ交換ヲ行フヲ必要トスヘシ、次回ニハ更ニ詳細且確定的ニ御話スルヲ得ン、尚日本側ニ於テ露國側ノ満州ニ於ケル陰謀ヲ疑フ者アルト同様我方ニモ日本側ノ陰謀ヲ疑フモノアリ、本日ノ私的会見ニ於テ差当リ得タル所ヲ申セハ二アリ、吾人兩人共相手方ノ不利ヲ思ハサルコト其ノ一ナリ、兩人共満州ニ関シ秘密協定ヲナスクト不可ナリトスルコト其ノ二ナリ、ト述ヘ

次官ハ

満州ノコトハ大切ニ付次回ニ更ニ会談セン、唯茲ニ明言シ

瑞西ヲ回避シ「ソヴィエト」政府ト外交關係在ル國ノ一二於テ會議ヲ開催センコトヲ求メ居ル次第ナリト答ヘタリ（終）
(島田領事手記)

(付記三)

三月二十七日通商代表問題ニ關シ大臣ト「コップ」大使トノ会見要領

大臣

原案ヲ通読シタルトコロ少シク不明ノ点アルニ付之ヲ伺ヒタシ即第^(マ)項(c)ノ^o direct ……ハ如何ナル意義ナルヤ

コップ

通商代表ニハ二ノ職権アリ一ハ「ソヴィエト」連邦ノ名ニ於テ商取引ヲ行ヒ二ハ「トラスト」「シンヂケート」等ノ監督ヲ行フニアリ

大臣

監督トハ日本ヨリ連邦ヘ如何ナル物ヲ売ルヤ等ノ監督ヲ指スモノナラン然ラハ(b)ニ規定シアルニ付不需要ナリト思フ

七 ソ連邦通商代表部設置問題 二〇九

二六八

(b)ハ一般的規定ニシテ(c)ハ個々ノ場合ニ関スルモノナリ
大臣

然ラハ(b)ニテ明ナリト思フ(b)ノ規定ニテ輸出入ヲ controlシ得ル訳ナリ

コップ

control ハ輸入又ハ輸出ノ許否ヲ決シテ「ライセンス」ヲ与フルコトヲ指シ directハ取引契約ノ締結等ニ付指図スル意ナリ

大臣

directト言フ文字ハ命令スル意味ヲ有シ通商代表カ日本ニ於テ命令権ヲ有シ行政権ヲ行フコトトナリ日本ノ行政権ノ侵害トナル日本ニアル外国人ハ總テ日本ノ行政権ニ服ス故ニdirectナル文字ハ不可ナリト思フ

コップ

勿論御説ノ通り通商代表部ハ日本ノ行政権ニ服スルモ之レト同時ニ露国法ニ拠リ「トラスト」「シンヂケート」等ヲ監督スルコトヲ得

大臣

然ラハ茲ニ両者ノ間ニ衝突起ルニヨリ不可ナリ但シ若シ

通商代表部カ其ノ内部ニ於テ指導スルコトニ止ムラハ差支ナシ露國人カ通商代表ノ指導ヲ聽カサレハ輸出入ノ「ライセンス」ヲ与ヘサルノミナリ故ニ末段ノ部分ハ之ヲ削除スルモ大使ノ意思ハ充分達セラルヘシ

コップ

其ノ点ハ考慮シテモ宜シ

大臣

私ハ之ヲ挿入スル必要ナシト思フ考ヘテ見ラルコトニハ異議ナシ第四項ノ staff ナル文字ハ全体ヲ指シ bodyト言フ意味ヲ有スルトコロ此処ニテハ人間ヲ指スヘキニ依リ英語ニテハ head and members トスヘキナリ

コップ

reductionヲ変ヘテモ宜シト思フ

大臣

第六項ハ英語ニテ斯クノ如ク書クヲ可トス(トテ案ヲ示サレタリ)第七項ハ削除シテモ宜シト思フ

コップ

同感

大臣

In connection云々ハ英語トシテ変ニモアリ又必要モナキニ依リ削除スルヲ可トス hereinafter く hereafter ルスヘシ

追加文書中「ヤンソン」氏ハ委任状ノ写ヲ添付スルコトトナルト言ハレタリトノコトナルカ然ルヤ

コップ

然リ署名者ニハ委任状ヲ交付セラルヘク又日本商人ト取引ヲ為スニ当リ委任状提示ノ要求ニ応スヘキモノナルニ依リ委任状ノ写ヲ添付スルコトトスヘシ

大臣

私ノ考ニテハ公表スヘキ部分ハ署名者ノ氏名ノトコロ迄トシ其ノ次ニ委任状ノ写ハ別ニ添付スルコトヲ規定シ其ノ他ノ部分ハ公表文ヨリ削除シタラハ如何カト思フ尚私ト大使トノ間ノ秘密了解事項トシテハ左ノ三点ヲ取極ムルコトヲ可ナリト思フ

一、通商代表部ノ事務所ハ外交上ノ特権ヲ有セサルコト二、日本国内ノ或ル場所ニ通商代表部ノ出張所トカ又ハ agencyヲ設立スル場合ニハ予メ日本政府ノ同意ヲ經

ルコト

他国トノ交渉ニ不便ヲ与フルカ如キハ私ノ本意ニアラストレト絶対ニ秘密トスルトキハ公衆ヨリ疑フ受クルコトナリ議会ニ於テ質問アル場合ノ如キハ之ヲ秘密ニスルコト不可能ナリ強イテ公表スルコトハ差控ヘテモ宜シキカ絶対ニ何人ニモ談ササルコトスルモ必要アラハ何時全文ヲ其ノ儘發表スル必要ナシトスルモ必要アラハ何時ニテモ發表シ得ル様準備シ置クヲ要ス

コップ

新聞紙ハ既ニ通商代表問題ニ付書キタルコト多ク私共カ多大ノ譲歩ヲ為シタリト言フカ如キ我方ニ不快ナルコト

ヲ書キタレハ最早新聞紙ニ付シテノ発表ハ充分ナリト思フ又公表ハ日本ニ対シテモ何等ノ利益ヲ齎スコトナシト思フ依テ之ヲ公表セサルコトトシ日本政府ハ裁判所ノ問合ニ対シ行政的秘密事項トシテ通知セラレ一般ニハ公表セサルコトトシタシ

大臣

新聞ニ付シテハ通商代表問題ニ關シ絶対ニ洩ラシタルコトナキモ新聞ハ勝手ニ想像ヲ以テ書クニ依リ其ノ記事不正確ナリ「ソヴィエト」政府ハ秘密外交打破ノ急先鋒ナ

大臣

秘密外交ハ素ヨリ宜シカラスサレト秘密外交ノ不可ナルハ第三國ニ不利益ナル場合ナルモ此問題ハ第三國ニ関係ナシ此場合ニケル秘密外交ハ我方ヨリモ日本ニ利益アリ裁判官及行政官ニ付シテハ情報ヲ与ヘラルコトトシ私人ノ好奇心ヲ満足セシムルニ及ハス「ノート」ハ公表ヲ要セス両國間ノ交換文トセハ可ナリ

コップ

ルヘク「ソ」政府ニモ損害ヲ与ヘサル様「ソ」政府ニ都合悪シキ部分ハ除キアルニ付公表スルモ差支ナシ「ノート」ヲ發表スルコトニハ初メヨリ両者間ニ了解セラレ居リシトコロナリ

大臣
ヤ否ヤ

大臣

室ハ外交上ノ特権ナシ通商代表部ノ事務所ハ外交上ノ特権ヲ有セス故ニ之ニ属スル室モ亦特権ヲ有セス但シ商務參事官及書記官ノ身体ハ特権ヲ有ス

コップ

私ハ之ヲ承認スルコト能ハス一昨年通商代表事務所ニ関シ独逸トノ間ニ討議アリシコトハ御存知ノコトト信スルカ當時事務所ヲ分チテ商務參事官ノ室ト否ラサル者ノ室トナシ前者ハ外交上ノ特権ヲ有スト認メテ解決セリ

此處ニテモ其ノ血路ヲ見出シ得ヘシ我方ハ全然外交上ノ特権ヲ放棄スルコトヲ得ス

大臣

若シ然ラハ通商代表ノ事務所ヲ大使館外ニ置クノ意義ナシ

シ

之ニ付テハ莫斯科政府ト往復スヘキカ何等カノ血路アルヘシ

大臣提案ノ(一)即通商代表部事務所ノ外交上ノ特権問題ニ關シテナルカ其ノ事務所内ノ室ニテ商務參事官及商務參事官カ事務ヲ執ルトキハ其ノ室ハ外交上ノ特権ヲ有スルト思フ

コップ

之ニ付テハ莫斯科政府ト往復スヘキカ何等カノ血路アル

ヘシ

大臣提案ノ(一)即通商代表部事務所ノ外交上ノ特権問題ニ關シテナルカ其ノ事務所内ノ室ニテ商務參事官及商務參事官カ事務ヲ執ルトキハ其ノ室ハ外交上ノ特権ヲ有スルト思フ

ヘシ

大臣

「ヤンソン」氏カ外交上ノ特権ヲ有スルハ商務參事官ナルニ依リ之ヲ有シ通商代表部ノ head ナルニ依リ之ヲ有スルニアラス商務參事官トシテノ事務ハ大使館内ニ於テ之ヲ執ルニ何等差支ナシ通商代表トシテハ特権ヲ有セス商務參事官以外ノ事務ヲ執ルニ特権ヲ与フヘキ理由ナシ

コップ

「ヤンソン」ノ身体ヲ二分スルコトヲ得レハ可ナルモソレハ不可能ナリ商務參事官トシテ特権ヲ有スル「ヤンソン」ノ事務ヲ執ル通商代表部ノ室ヲ警察官ガ捜査ヲナスカ如キコトアラハ不愉快ナル事態ヲ惹起スヘシ實際上ハ事務所ノ特権問題ニ全然触レサルカ又ハ之ヲ明確ニ規定

シテ兩者ヲ満足セシメ商務參事官ノ室ハ特権ヲ有スルコトトシタシ即此項ヲ全然削除スルカ又ハ之ヲ残置スルトセハ兩者ノ利益ヲ考量スルヲ可トス

大臣

「ヤンソン」氏ハ通商代表部ニ於テモ身体ニ對スル特権ヲ有ス商務參事官トシテナラハ大使館内ニ於テ事務ヲ執リ差支ナキモ通商代表トシテノ事務所ハ特権ヲ有スル理

只今此處ニ提議スルコト出来サルカ莫斯科政府ハ必スヤ大臣ノ提案ヲ承認スルコト能ハスト思フ
大臣カ特権ニ関シ規定ヲ要ストセラルレハ独逸トノ協定ノ例ヲ提議シタン若シ其ノ提議容レラレサレハ現在ノ「ノート」ノ儘ニシ置キタシ

大臣

「ノート」ニハ通商代表ハ大使館敷地以外ノ事務所ニ於テ事務ヲ執ルヘシ商務參事官カ商務參事官トシテノ事務ハ大使館ニ於テ執ルコトヲ得ルモ大使館外ニ於テ執ルコトヲ得ストノ前提ノ下ニ書キアリコレハ自明ノ理ナリト思ヒ居レリ

コップ

大臣ノ提議ハ新シキ提議ナリ「ノート」ニハ通商代表ノ事務所ハ特権ヲ有セストハ書キアラス

大臣

通商代表ノ事務ヲ執ル為ニ「ヤンソン」氏ニ特権ヲ与フルコト能ハス裁判權ハ原則トシテ国内何レノ処ニモ及フ故ニ之ヲ曖昧ニシ置クトキハ裁判所カ職權ヲ以テ事務所ノ捜査ヲ為サムトスル場合私ハ勿論之ヲ拒ムコト能ハス

由ナシ若シ之ニ付異議アラハ問題ヲ初メヨリ審議スルコトトナルヘシ「ヤンソン」氏ハ商務參事官トシテト通商代表トシテトノ二ツノ事務ヲ執ルカ通商代表ノ事務ハ大使館ノ事務ニアラス「ヤンソン」氏ノ身体ニ付テノ特権ヲ承認スルモノナリ

コップ

然ラハ此点ヲ明確ニ規定スルコトヲ拒絶ス大臣ノ主義ハ了解スルカ通商代表ノ特権ナキコトカ規定セラルルトキハ「ヤンソン」ノ室ニ於テ捜査ヲ行ハルル場合ニ困難ナル事態ヲ起スコトトナルヘシ故ニ之ヲ避ケル為其ノ規定ヲ削除スルコトシタシ

大臣

特権問題ヲ規定セサルトキハ解決セサルコトトナルカ実際問題ノ起ルトキハ之ヲ解決セサルヘカラス

「ヤンソン」氏ハ外交官トシテハ大使館ニテ事務ヲ執ルニ差支ナシ通商代表トシテハ大使館内ニ事務ヲ執ルコト能ハス從テ外交上ノ特権ナシ此点ヲ明確ニシ置カサレハ面倒ナル事起ルコトアルヘシ

コップ

通商代表部ノ事務所カ特権ヲ有スルコトトスルニハ條約ヲ以テ規定スルヲ要ス

コップ

通商代表部内ニ於ケル商務參事官ノ室ハ恰モ商務參事官ノ私宅ト同様ニ見做サルト思フカ如何

大臣

通商代表部ノ事務所ハ日本ノ国内法ニ拠リ商務參事官ノ私宅ハ國際法ノ規定ニ拠ルヘキモノナリ云々

(付 記四)

四月六日通商代表問題ニ關シ大臣ト「コップ」大使トノ会見要領(極秘)

コップ

本日モ亦秘密外交ニ付述フヘシ我政府ハ交換文書ノ公表ヲ欲セサルトコロ私ハ互譲的提議トシテ少クトモ本年十二月迄ハ公表セサルコトトシ十二月後ニ於テハ両国ニ於テ更ニ之ヲ問題トシ協定スルコト致シタシ本問題ニ付他国トノ交渉モ其ノ頃ニハ纏マルヘシト思フ

大臣

大臣 一体現ニ「ソヴィエト」連邦ト交渉中ノ国ハ何国ナルヤ
コップ

私ノ知ルトコロニテハ土耳其ト仏蘭西トナリ
大臣 十二月迄ハ公表セサルコトトスルモ若シ夫迄ニ土國及仏
國トノ交渉纏ラハ公表シテモ差支ナキコトセハ可ナリ
ト思フ

コップ

私モ左様ト思フ

大臣

公表セサル約束ヲ為スモ之レハ私限リ含ミ居ルコト不可
能ニシテ枢密院及司法部ニハ通知セサルヘカラス然ラハ
自然他ニ洩ルルコト決シテ無シト保証スルコト困難ナリ

此点御含ミ置キヲ請フ

コップ

「ベンサラヴィヤ」ニ関スル秘密条約ハ日本政府ニ於テ
ハ枢密院等ヘモ通知セラレタルヘキモ完全ニ秘密ヲ保持
セラレ居ルニ付之レト同様ニ通商代表ニ関スル協定モ亦
両国間ニ於テ秘密ヲ守リ得ルコトト思フ

コップ

大臣 然ラハ十二月迄ハ政府ヨリ公文書ヲ発表スルコトヲ避ク
ルコトヲ得ヘキモ議会開ケテ本問題ニ付議員ノ質問アリ
タル場合ハ公文書ノ大体ノ趣旨ヲ述ヘサルヘカラス若シ
之ヲ秘密ナリトシテ答弁セサルトキハ議会ハ満足セサル
コト必然ナレハ之ヲ発表セサルヲ得ス之レ亦御含ヲ請フ

コップ
大臣 然ラハ十二月迄ハ政府ヨリ公文書ヲ発表スルコトヲ避ク
ルコトヲ得ヘキモ議会開ケテ本問題ニ付議員ノ質問アリ
タル場合ハ公文書ノ大体ノ趣旨ヲ述ヘサルヘカラス若シ
之ヲ秘密ナリトシテ答弁セサルトキハ議会ハ満足セサル
コト必然ナレハ之ヲ発表セサルヲ得ス之レ亦御含ヲ請フ
コップ

大臣 日本ニ於テハ外國トノ約束ハ秘密ノモノ一トシテ之レナ
シ依テ議会ニ於テ或ル約束ニ付如何ニ協定セシヤラ質問
スルモノアルトキ秘密ナリト答フレハ非常ナル攻撃ヲ受
クルコト必然ナルニ依リ其ノ内容ニ付答ヘサルヘカラス
軍事予算ノ場合ハ国内ニ於ケル陸海軍ノ秘密ナレハ之ヲ
発表セサルモ差支ナク之レハ外國トノ約束トハ全ク別問
題ナリ

全然漏洩セスト保証スルコト困難ナリ枢密院ニ報告スレ
ハニ、三十名ノ人ノ知ルトコロトナルニ付新聞記者ハ何
人ヨリカ聞キ出シ全部ナラストモ一部分ハ自然ト外間ニ
洩ルルニ至ルヘシ私カ善意ニ公表セサルニモ拘ラス新聞
記者ハ虚言ヲ交ヘテ書クコトモアルヘク此場合ニ日本カ
信ヲ破レリトシテ苦情ヲ申込マルルカ如キコトアラハ當
方ノ迷惑トスルトコロニシテ新聞記者ノ書クコトヲ止ム
ルコトハ不可能ナリ右御含置キヲ請フ

「ベンサラヴィヤ」問題ハ日本ノ公衆ハ全ク之ヲ知リ居
ラサルモ通商代表問題ニ付テハ公衆其ノ成行ニ注意シ居
ルニ依リ新聞記者カ各方面ヲ聞キ廻ハル間ニ洩ルル危険
ナシトセス

コップ

日本新聞記者ノ如何ナル者ナルヤハヨク承知ス
日本政府ハ公表セサルコトヲ約束セラレ得ヘント思考セ
ラルニ付之ヲ約束セラルレハ可ナリ新聞紙ノ書キ立ツ
ルコトアルヘキ私の談話ニ公文書ヲ採用スルコトヲ得サ
ルハ勿論ノ義ナリ

コップ

大臣 然ラハ議会ノ秘密会ニ於テ発表スルコトハ可ナリトセラ
ルルヤ
コップ
大臣 然リ

枢密院ナラハ公表セサルコトヲ約束スレハ之ヲ守ルヘキ
モ議会ニ於テハ其ノ効ナシ何百名カノ議員カ聞キ居ルコ
ト故発表ヲ秘密会ニ於テスルモ必ス公衆ニ知レ渡ルナリ
例ハ議員ノ一身上ノ事項ニ関スル會議ハ秘密ニスルコト
トナリ居ルモ常ニ新聞紙ニ掲載セラルルカ如シ秘密ハ日
本ノ議会ニ於テハ余リ其ノ効ナシ

日本政府カ善意ヲ以テ公文書ヲ秘密ニ付セラレ公表ハ避ケラルコトトセラルレハ可ナリ

大臣

日本政府ハ少クトモ十二月迄ハ進ンテ公表セスト約スル

コトヲ得十二月以後ニ於テ議会ニ於テ特ニ質問アル場合

ハ之カ答弁ヲ避ケルコトヲ得ス其ノ際ハ仮令公文書全体ヲ発表セストモ大体ノ趣旨タケヲ説明セサルヘカラズ

コップ

「ソヴィエト」連邦ト他国トノ交渉成立マテハ公表セストノ案ハ撤回セラルル義ナルヤ

大臣

十二月迄ハ何レニシテモ公表セスト約ス併シ士、仏トノ

交渉成立シタル場合ハ公表スルモ差支ナシト言フ談ナリシニ付交渉成立スレハ公表スル場合アルヘシ併シ其ノ場合ニハ貴國ト協議ノ上之ヲ発表シ勝手ニスルコトナシト

言フ意ナリ

コップ

今之ヲ formulas トスレハ左ノ如クナルト思フ
一、十二月迄ハ公表セス

大臣

十二月後迄モ交渉継続セラルルトキハ如何ナル状態トナ

ルヤ

大臣

其ノ場合ハ議会ニ於テ質問アラハ協定ノ趣旨タケハ口頭ニテ

モ書面ニテモヨロシ併シ公文全体ヲ発表スルニ及ハス

其ノ大体ノ趣旨ニ止ムレハ可ナリ

大臣

二、其ノ後議会ニテ質問アラハ口頭説明ヲ為スヘシ
三、他国トノ交渉成立セサル限り公表セス交渉成立後ハ

協議ノ上公表スヘシ

一ハ其ノ通リナリ

二ハ議会ニテ質問アラハ政府ハ之ニ答弁スルニ口頭ニテ

モ書面ニテモヨロシ併シ公文全体ヲ発表スルニ及ハス

其ノ大体ノ趣旨ニ止ムレハ可ナリ

大臣

コップ

十二月後迄モ交渉継続セラルルトキハ如何ナル状態トナ

ルヤ

大臣

其ノ場合ハ議会ニ於テ質問アラハ協定ノ趣旨タケハ口頭ニテ

モ書面ニテ答弁セサルヲ得ス

大臣

私ハ只今闡明ニシタル formulas ヲ明日文書ト為シ送付

疑惑ヲ去ル点ヨリスルモヨロシト思フ

コップ

人數ノ制限ヲ設定スルコトハ困難ナルコトヲ繰返ヘササルヘカラス參事官一名書記官二、三名ト限定スルコトハ困難トス一般規定トシテハ余計ナル人數ヲ派遣スルコトニ依リ定ムトアルカ之ヲ削除シタシ其ノ理由ハ

一、代表部員ノ數ハ日本官憲カ visa ヲ与フルトキ control

シ得ヘシ

二、「ソヴィエト」政府ハ仕事ナキニ徒ラニ多クノ代表

部員ヲ派遣スルコトナシ其ノ數ハ事務的ニ制限スヘシ

若シ此制限規定ヲ挿入スルトキハ日本商人ノ入露者ヲ制限スルコトヲ要スルコトトナリ良法ト認メ難シ故ニ之ヲ削リタシ

大臣

兎ニ角露國ノ公ケノ事務ヲ執ル者カ渡日スルニ当リ日本

ノ同意ヲ得ルコトトスルハ当然ノ義ナリト思フ旅券ノ査証ニテ

証ニテ入国ヲ制限スルハヨロシカラス日本ノ公衆ハ不必

要ニ沢山ノ人ノ来ルヲ惧レ或ハ宣伝ノ目的ヲ有スルニア

ラスヤト疑フヘク現ニ議会ニ於テモ之ニ関スル質問アリ

シ程ナリ故ニ人数ハ両国ニ於テ之ヲ定ムルコトトスルハ

我大使館ニテ査証ヲ受クルコトトナラハ人員カ必要以上

疑惑ヲ去ル点ヨリスルモヨロシト思フ

大臣

日本商人ノ制限ニハ賛成スルヲ得サルカ其ノ議論ハ暫ク措キ代表部ニ從事スル者ノ旅券ノ査証ハ總テ莫斯科ノ日本大使館ニ之ヲ求メラルコトニ限定スルコトヲ得ヘキ

ヤ若シ査証ヲ各地ニ於テ求メラルコトトナラハ非常ニ

混雜ヲ來シ其ノ人数不分明トナル惧アルカ總テ莫斯科ノ

大使館ニテ査証ヲ受クルコトトナラハ人員カ必要以上

トナル場合ハ大使館ハ査証ヲ拒絶スルコトヲ得ルニ依リ
制限規定ヲ削ルモ可ナリ

コップ

日本ノ査証発給手続ハ如何在外公館ハ発給ノ可否ニ付政
府ニ請訓ヲ要スル義ナルヤ

大臣

査証発給ノ場合ハ確実ナル人物ニ対シテハ在外公館長ハ
自己ノ権限内ニテ責任ヲ以テ発給スルヲ得疑ヒアル場合
ハ政府ニ請訓ヲ要スルコトトナリ居レリ

コップ

一般規定トシテハ通商代表部ハ多分九十九%迄中央政府
ヨリ日本ニ派遣ス（独、仏諸国へハ百%迄）極東ハ中央

ヨリ遠距離ニ在ルニ依リ一部ハ便宜哈府ヨリモ派遣スル
コトアルヘシ故ニ代表部員ノ査証ハ一般規定トシテ莫斯科
科ニ於テシ例外トシテ哈府トスレハ何等困難起ラスト思
フニ付之ニ賛成セラレタシ

大臣

査証ヲ受クルニハ本人必スシモ出頭ヲ要セス極東ニアル
本人ハ莫斯科ニ行クヲ必要トセス露国外務省ヨリ日本大

大臣

代表部員ノ visa ヲ求ムル場合ニハ其ノ都度露国外務省
ヨリ日本大使館ニ通牒セラルコトトシ visa ノ場所ハ

哈府、浦潮ニテモヨロシトシ得レハ差支ナシ

コップ

之カ規定ハ正確ニスル必要アルカ其ノ精神ニハ賛成ナリ

第三項ニ付公表ナル語ノ後「 on behalf of Trade Del-
egation ヲ加フルコトシタシ

大臣

日本政府カ恰モ代表部員ヲ認可スルカノ如キ感ヲ抱カシ
ムヘキ書キ方ナルニ依リ之ヲ避ケ何等カ適當ノ reduc-
tion ヲ見付ケタシ

大臣

第三、第四項ハ一般公衆ノ利益ヲ計ル為ニ書キタルモノ
ニシテ別ニ通商代表ニトリ不面目ノ点ナシト思フ

コップ

reduction ヲ此儘ニシ置クコトニハ反対セス只日本政府
ヨリ認可セラルルカ如キ感アリテ之ヲ避ケタキモ適當ナ

ル文句モナキニ付訂正ノ文句ヲ削除スヘシ

大臣

官報ハ法律、命令、条約其ノ他官庁事項ヲ公表ス他人ノ
依頼ニ依リ掲載スルモノニアラス大使ノ希望ハ官報ノ性
質ニ反スルニ依リ其ノ達成六ヶ敷カルヘシ

コップ

日本官報ノ性質ハ如何ナルモノナルヤ

大臣

官報ハ法律、命令、条約其ノ他官庁事項ヲ公表ス他人ノ
依頼ニ依リ掲載スルモノニアラス大使ノ希望ハ官報ノ性
質ニ反スルニ依リ其ノ達成六ヶ敷カルヘシ

コップ

御心配ニ及ハス

大臣

members ヲ officials ト変ヘタシ露語ニテハ代表部ノ

使館ニ旅券ヲ出サルレハ可ナリ通商代表部ノ目的ノ為ニ
ハ之ヲ統一シ置キタシ然ラハ本人ハ査証ノ為態々莫斯科
ニ行クヲ要セス

コップ

貴國ノ組織ハ我国ノ夫レト略相同シ日本ニ来ル九十九%
迄ハ莫斯科ニテ査証ヲ受クルヲ得ヘキモ極東ヨリ来ルモ
ノハ旅券ヲ莫斯科ニ送ルノ煩ヲ避ケタシ故ニ規定トシテ
ハ査証ヲ莫斯科ニテ受クルコトトシ例外トシテ極東ヨリ
来ルモノニ対シテハ日本大使館ニ通知スルコトトシ査証
ハ極東ノ日本公館ニ於テ受クルコトトシタシ

大臣

ヨロシ結局浦潮ニ在ル者ヲ派遣スル場合ニハ浦潮ニテ旅
券ノ査証ヲ受ケ露国外務省ヨリハ我大使館ヘ員数ト姓名
トヲ通知スルコトセラルヘシ

コップ

莫斯科ヨリ日本ニ来リタル代表部員カ所用ニ依リ浦潮ニ
出張シ更ニ日本ニ帰来スル場合ニハ旅券ヲ莫斯科ニ送ル

ノ煩ヲ避ケ極東ノ日本領事館ニテ査証ヲ受クルコトトシ
タシ

大臣

七 ソ連邦通商代表部設置問題 110K

1180

members ニ当ル文字 (член) へ通商代表部ノ内部ノ関係ニ於テ異リタル意義ヲ有シ署名者ハ代表部ノ член ニアラス单ニ職員タルニ過キス露語ニト officials ニ相当スル文字ハ仮ノ collaborateurs ニ相当スル共働者 (согрудники) ト言フ語ニト members 三ツモ広キ意義ヲ有ス

大臣

何レノ処ニテモ head & members へ代コニ officials テスルナラハ差支ナシ

署名者カ無責任ナル clerks ノ如キモノニアラスト思フ

大臣カ如何

コップ

然リ署名者ハ代表部ノ members ノ内ヨリ任命スルコトハ義務的ニアラサルモ members ノ内ヨリ任命スルコトモアリ得ヘシ署名者ハ勿論責任アル人ヲ任命スヘク書記トカ運転手ノ如キモノヲ任命スルノ意ニアラス

大臣

然ラハ可ナリ

明日送ラルルモノトハ何ナルヤ

コップ
秘密ニ付スベキ件ニ関スル formulas ノ案ヲ提示シタシ
大臣
秘密ト言フ語ヲ用ヒス公表セスト言フ語ヲ用ヒタシ
コップ
然リ公表ノ手続トンテモヨロシ

大臣

(欄外記入)
terms of understanding ノ第三項

(付 記五)
五月五日通商代表問題ニ関シ大臣ト「コップ」大使トノ会見
要領 (機密)

コップ
莫斯科政府ト往復ヲ為シタルトコロ事態ハ極テ複雑シ居リテ大臣ノ御議論ハ決定的ナルト共ニ我方ニモ亦甚々困難トスル点アリ特ニ莫斯科政府ハ最近接到シタル日本新聞ニ通商代表問題ニ関シ詳細ニ且其ノ筋ヨリ得タルモノカト思ハル程往々的確ニ記載シアリテ世間ニハヨク知レ渡リ居ルコトヲ知リタル次第モアリ本問題ニ関シ協定セルstatus ヲ事実上承認シ之ニ違反セサルヘキモ本協定セラ

定ニ署名スルコトヲ欲セス通商代表ハ日本ノ「レジム」

ニ服従スヘキモ本協定ヲシテ第三国ヨリ見テ契約ノ性質

ヲ帶フモノナリトノ感ヲ抱カシムルコトヲ好マス

大臣
コトヲ好マス

ソレハ具体的ニハ解シ兼ネルカ貴方ヨリ斯クスケノ条件

ニテ通商代表ヲ置クヘキコトヲ文書ヲ以テ我方ニ通知シ

来ラハ我方ハ之ヲ確認スル訳ニテ日本側モ之ヲ条約トハ

認メ居ラス若シ之ヲ条約ノ形トスルトキハ批准等ノ手続

ヲ執ラネハナラヌコトトナルカ条約ニアラストモ差支ナ

シ我方ハ初メヨリ斯ク述ヘ居レリ例ヘハ日米間ニ紳士条約ナルモノアリシカ日米両国ノ何レモ之ヲ条約トシテ取

扱ヒ居ラサリシナリ通商代表問題ニ關シ我方ハ之レト同様ノ方法ニテ進ム積リナリシナリ

コップ

大臣
異議ナシ

条約ト非条約トノ間ニ限界ヲ定ムルコトハ困難事ナリ大

臣ノ引例セラレタル紳士条約ハ条約トモ又然ラストモ言フコトヲ得両当事國ヲ拘束スルモノナリ

通商代表ニ関スル status 設ケラルルトキハ露国側ニトリテハ事実上遵守ノ義務アルモ形式上国際条約ノ形トナル

後任者ハ両国間ニ如何ナル了解アリテ通商代表カ駐在シ

居ルヤ分明ナラサルヘシ故ニ之カ記録ヲ存シテ明瞭ナラシメ置クヲ要ス記録ヲ存スルコトタケニハ異議アルヤ
コップ

之ニハ反対セス署名セサル aide-mémoire ノ如キモノヲ外務省ト大使館ノ archive ニ存スルコトニハ異議ナシ何等カノ act ハナカルヘカラスト思フ其ノ理由ハ私共ハ日本ノ利益ヲ害スルコトヲ欲セス status ヲ遵守セント欲ス併シ第三國ニ関スル限り自己ノ手ヲ縛スルコトヲ欲セサレハナリ

署名ナキ aide-mémoire ヲ存スルコトニハ異議ナシ

大臣

然ラハ斯ク為シタラハ如何

「スペルワイン」山口両氏カ私ト大使トノ話合ノ記録ヲ作り後日ノ覚ノ為ニ之ヲ保存スルコトシ私モ大使モ署名ヲナサス「スペルワイン」山口両氏タケニ署名スルコトトス初ハ大使ト私トノ話ハ書面ノ形式トスルコトトナリ居リタルモ之ヲ廃シ記録整理ノ意味ニテ大使ト私トノ話合ノ結果茲ニ到達シタリト言フ書キ方トスコップ

コップ

議会ニ於テ事実上ノ status ヲ述ヘラルコトニハ反対スルノ理由ナシ議会ニテハ両国政府間ノ協定ナルコトヲ言明セラレサラムコトヲ望ム

大臣

協定ナキニ付協定アリトハ言ハス併シ了解アリシト言ハサルヘカラス

コップ

了解ナル語ハ危険ナル語ニシテ両方的ノ element ヲ存有ス何カ他ニ適當ナル語ナキヤ

大臣

了解ナル語ハ日本語ニテハヨキ語ナリ議会ニテ如何ナル条件ニテ通商代表ノ設置ヲ認メタルヤトノ質問アルトキハ status ハナキモ両国間ニ了解アリテ代表部ノ設置ヲ認メタリト答ヘ何カ之ニ関スル書面ノ有無ヲ質問セハ無シト答フヘシ

コップ

了解ナル語ニ付テハ日本語ヲ知ラサルニ依リ何トモ言ヒ難シ議会ニテ質問アラハ大臣ハ事実上カクカクノ基礎ニ

御提議ニ付一考スヘシ
私ハ署名ヲ好マス第三國ニ関シ約束ノ形式トナルコトヲ欲セサレハナリ

大臣

「スペルワイン」山口両氏ハ交渉ニ参加シ記録ヲ存スル為ニ署名スルモノニシテ素ヨリ全権委員ニアラサルニ依リ全権委員トシテニアラス故ニ其ノ署名シタルモノハ契約ニモアラス又条約ニモアラス他日後任者カ通商代表問題ハ如何ニ極マリシヤト言フトキ証拠物存セサルトキハ非常ナル面倒起ルコトアルヘシ然ルニ之カ記録ヲ残シ置カハ後繼者ノ為ニ便利ナルヘシ

コップ

御提議ヲ熟考シ之カ実現ニ努ムヘシ併シ該記録ハ内部的 archive ノ性質ヲ有シ秘密文書タルヘシ
大臣
條約ニアラサルニヨリ公表ノ必要ナシ併シ其ノ内容ニ付テハ議会等ニ発表スルコトアルヘシ書類ハ公表スルノ必要ナシ

於テ通商代表ノ設置ヲ認メタル旨答ヘラレタン

大臣

understanding ハ文書ニアラス両者ノ心カ一致シタルコトニテ適當ナル語ナリト思フ

コップ

併シ了解ナル語ニハ両方的ノ色彩アリ之ヲ避ケタシ

大臣

両者ノ意見ノ一致ト言フコトニシタラハ如何

コップ

ソレハ一層不可ナリ

大臣

記録ヲ書ク場合ニハ通商代表問題ニ関シ大使ト私ト屢々会合シ意見ヲ交換シタル結果次ノ了解ニ到達シタリトシタン之ヲ agreement ヲカ treaty トハ何人モ解スルコトナシ

コップ

私ハ幾分他ノ意味ニ考ヘタリ

私ハ記録ニハ客観的ニ記載シ其ノ末段ニ自分ノ記憶ノ為ニ如何ニシテニ到達シタルコトヲ記シ置コトトシタ

大臣

日米間ノ支那及太平洋問題（「ノックス」トノ交換文）ニ閣スル了解ノ例ヲ示シ之ハ交換文ヲ以テセシカ米国ハ条約ニアラサルニ依リ上院ノ協賛ヲ経居ラス今回ハ交換文ヲモ廃シ一ノ記録トシテ存シ置キ國際上ノ義務ヲ負ハサルコトヌベ

コップ

条約集ニ入レアルトキハ國際的 act ニシテ第三國ハ國際上ノ義務アリトノ推論ヲナスコトヲ得ヘシ私共ハ之ヲ避ケタシ understanding ナル語ヲ用ヒサルヲ可ト思フ事實上ノ status ヲ両者ニ於テ厳守シ之ヲ act ネシテ archive ニ保存スルコトトセハ日本ノ利益ハ毀損セラルコトナク若シ毀損セラルルコトアリトセハソハ寧ロ露國ノ利益ナリ

大臣

之レハ（「ノックス」トノ交換文ノコト）条約集ニモ載セアルトコロ今回ハ交換文ト為ササルニ依リ条約集ニハ載スコトナシ

秘」ト書キ加ヘ置クコトトシタシ

大臣

差支ナシ

コップ

御提議ハ莫斯科政府ノ訓令ヲモ念頭ニ置キ熟考スヘシ書キ方ハ同文ナルトキハ何レノ国ヲ前ニ書クカノ問題起ルヘシ

大臣

ソレハ一向カマハヌカ大使ノ分ニハ U. S. S. R. ヲ日本ノ分ニハ日本ヲ前ニ書キ出スコトトシテモ差支ナシ

之ニテヨクハ斎藤通商局長代理ト大使館書記官トニテ書類ノ整理ヲ為サシムル為書記官ヲ斎藤氏ノ許マテ遣ハサルルコトトシタラハ如何

コップ

若シ莫斯科政府カ同意シタラハ貴見ノ通里斯ヘシ

（付 記ト）

五月十五日幣原大臣ト「コップ」大使及「セレブリヤコフ」交通次長トノ会見要領

大臣

或ベ大使ト私トノ署名ナク次ノ如ク書キタラハ如何カト思フ

The following is the result of the exchange of views between the Jap. M. for F. A. and the Am. Ambassador of the U. S. S. R. in their recent interviews on the subject of the status of the U. S. S. R. Trade Delegation in Japan.

1).....

而シテ末尾ニ「スペルウイン」山口両氏署名ヲ為スコトトス

コップ

大臣ト私トノ間ニ行ハレタル意見ノ交換ノ内容ヲ記述シタル後大臣モ私モ自己ノ所持スヘキ分ニ自分ノ為ニ署名シ置クコトトシタラハ如何カト思フ

大臣

両方カ所持スル分ニ「スペルウイン」山口両氏ノ署名ヲ為スコトハ差支ナシト思フ

コップ

大臣ノ御提議ノ書キ方ノ上ニ「archive ニ記録ノ為メ、

先般通商代表問題ニ関シ大使ハ了解ナル語ニ対シ抗議セラレ意見ノ交換ト言フコトトナリシカ意見ノ交換ハ喜ンテ致スヘシ

コップ

例へハ子供ノ名前ハ重要ナルモノニアラス子供ノ生ルルコトカ重要ナリ

大臣

子供ノ名ニ付争アリシカ子供ノ名ノコトハ強イテ強ク言ハス

コップ

通商代表ナル子供ハ生レ莫斯科政府ハ大臣ノ提議ヲ承認シ来リタルコトヲ茲ニ序ニ述ヘ置ク

大臣

「ウォルフ」書記官ヲ斎藤氏ノ許ニ遣ハサルルコトトナリシヤ

コップ

「クヅネツオフ」書記官モ帰任シタルコトニモアリ何人ヲ遣ハスコトナルカ今ノ處未定ナルモ月曜日又ハ火曜日ニハ何人カ定メテ外務省ニ御知ラセスヘシ

(付 記七)

六月二十一日通商代表問題等ニ関シ幣原大臣ト「コップ」大使トノ会見要領（極秘）

大臣

通商代表問題ニ關シ御話シタキカ斎藤局長代理ノ話ニ依レハ「クズネツオフ」書記官トノ間ニ書類ノ整理ヲ為シタル際一点ノ外総テ両者ノ一致ヲ見タリトノコトニテ其ノ一点トハ即チ官報ニ発表ノトキヨリ通商代表部ノ責任者ノ行為力有効トナルヘシトノ点ニテ露國側カ此点ヲ主張セラルル為話力經マラサルナリト聞ク

大使

私ノ有スル情報ト合致ス

大臣

露國側カ官報ニ公告ノ時ヨリ通商代表部ノ責任者ノ行為カ効力ヲ有スヘシトノ一点ノ挿入ヲ必要ナリト主張シタルニ対シ斎藤局長代理ヨリ其ノ不同意ノ点ヲ説明シ置ケル趣ナルカ私ヨリモ更ニ之ヲ述フヘシ

一、取引カ効力ヲ發生スル時期如何ノ問題ハ日本ノ民法及商法ノ規定ニ依リテ定マル発表セサル貴我會談ノ記

大使

此点ニ付誠意アル了解アラハ日本政府ノ「テキスト」ニ

テ差支ナシト思フ尤モ其ノ「テキスト」ハ只今私ノ手許ニハナシ

大臣

（「テキスト」ヲ大使ニ示サレ）此「テキスト」ハ大使館ノ記録ニアル筈ナリ

書類ハ外務省ニテ二通ヲ「タイプライター」ニシ山口氏

ヲシテ大使館ニ携行セシメ大使館ニ於テ宜シト認メラレ

タラハ「スペルウイン」山口両氏ニテ署名シ一通宛ヲ大使館ト外務省ニ取ルコトニシタラハ可ナリト思フ

大使

同感ナリ

本問題ハ之ニテ終了ヲ告ケタル訳ナルカ先日土耳古公使ハ本問題ニ興味ヲ有シ質問シタルニ依リ本問題ハ

大使

詳細ハヨク承知セス大臣ノ言ハ決定的ノ様ナルカ茲ニ我方ノ主張ニ付一言シタキハ

一、技術的手続ノ点ニテ我方ノ通告スル氏名ハ成ルヘク

早く官報ニ掲載セラレタキコトナリ其ノ氏名カ官報ニ

公告セラレサル間ハ職務ヲ執行スルコトモ出来ス徒ニ

俸給ヲ受ケ居ルコトトナレハナリ

二、我方ヨリ通告シタルモノニ對シ日本政府ノ承認ヲ要

スルニアラス日本政府トシテハ通告セル氏名ノ内ニハ

外交官ノ特權ヲ有スル者ヲ含マス其ノ氏名ハ特權ヲ有

セサル者ノミナルコトヲ知悉スルヲ要スルタケナリ

右ノ二点ヲ考慮セラレタシ

大臣

素ヨリ其ノ通りナリ

通告アラハ長ク公告ヲ止メ置ク必要ナシ故ニ案中ニ in due course 公告ストアリ休日トカ外務省ヨリ官報局へ

formal ノ協定ヲ為スコトハ予想シ居ラサルカ de facto ノ協定タケハ成立スヘシト答ヘ置キタル次第ナルカ大臣カ何等カノ説明（殊ニ議会ニ於テ）ヲ為サルル場合ハ大臣ト私トノ間ニ成レル紳士條約ノ趣旨ニ反セラレサル様希望ス

大臣

承知セリ

（付 記八）

七月五日幣原大臣ト「コップ」大使トノ会見要領（極秘）

大使

本日ハ帰国ノ為暇乞ニ來リタルカ通商代表問題モ片付キ

タルニ付テハ日露両国間ノ通商上ノ相互關係ノ發展ニ付意見ヲ交換シタシト思フ

大臣

同感

未タ定マリタルプラントテハ之ナキモ一般的の意義ニ於テ日本ハ左程富ミタル国ニハアラス資源モ少キニ依リ露國ニ対シ大ナルクレヂットヲ開クコトハ困難ナルヘキモ

要ハ長期クレデットヲ開クニアリト思フ露国ハ荒廃シタル旧施設二代フルニ新施設ヲ以テスルノ必要アルトコロ之ニ要スル材料ヲ買ヒ入ルニハ現金ヲ以テスルコト能成立セル三億馬克ノクレデットノ如キハ其ノ必要ニ応シタルモノナルカ日露通商關係ノ発展ニ付テハ漸新的ナルヲ要シ先ツ以テ両国間ノ通商ノ増進ヲ計ルニハ其ノ方法ニ付研究スルヲ要ス露国ハ露領極東ニ於テ都市ノ復興、電灯、電車等ノ施設ヲ要スルトコロ之ニ要スル材料ハ日本ヨリ供給ヲ受クルヲ以テ便利トシ其ノ他製材業、製紙業ノ如キニモ日本ノ資本ヲ得タク日本モ亦露国ヨリ原料品ノ供給ヲ受クルノ必要アルヘシ然ルニ利權者ハ多ク大資本ヲ有セス目下森林利權ニ付莫斯科ニ於テ交渉中ノ林業者ノ如キハ大資本ヲ有スルモノナルカ概シテ小資本者ノミナリ但シ小資本ニテハ充分ナル事業ノ發達ヲ期シ難シ只今日本ヨリ投資スヘキ金額ニ付テハ確定的ニ述フルコト困難ナルカ之ニ付テハ充分ナル研究ヲ必要トシ且其ノ研究ハ時宜ニ適スト思フ尤モ之ハ公式ノ性質ヲ帶フルモノニアラスシテ日本ノ二、三ノ私的大企業者ト小委員会ヲ要スト思フ

大臣 大体ノ目的ニ付テハ同感ナリ勿論之レハ自分ノ私的意見ニシテ何等拘束的ノモノニハアラス

タルモノナルカ日露通商關係ノ発展ニ付テハ漸新的ナルヲ要シ先ツ以テ両国間ノ通商ノ増進ヲ計ルニハ其ノ方法ニ付研究スルヲ要ス露国ハ露領極東ニ於テ都市ノ復興、電灯、電車等ノ施設ヲ要スルトコロ之ニ要スル材料ハ日本ヨリ供給ヲ受クルヲ以テ便利トシ其ノ他製材業、製紙業ノ如キニモ日本ノ資本ヲ得タク日本モ亦露国ヨリ原料品ノ供給ヲ受クルノ必要アルヘシ然ルニ利權者ハ多ク大資本ヲ有セス目下森林利權ニ付莫斯科ニ於テ交渉中ノ林業者ノ如キハ大資本ヲ有スルモノナルカ概シテ小資本者ノミナリ但シ小資本ニテハ充分ナル事業ノ發達ヲ期シ難シ只今日本ヨリ投資スヘキ金額ニ付テハ確定的ニ述フルコト困難ナルカ之ニ付テハ充分ナル研究ヲ必要トシ且其ノ研究ハ時宜ニ適スト思フ尤モ之ハ公式ノ性質ヲ帶フルモノニアラスシテ日本ノ二、三ノ私的大企業者ト小委員会ヲ要スト思フ

大臣 大体ノ目的ハ其處ニアリ窮極ノ目的ハ其處ニアリ露国ハクレデットニ関シ独逸トノ協定ヲ有スルカ日本トハ小規模ノモノニテヨロシト思フ其ノ詳細ナル研究ハ日本ノ金融市場ノ動員ヲ行ヒ具体案ヲ作ルニアリ両國ノ相互通商關係ハ是迄ヨク研究セラレ居ラサルニ依リ広ク研究スルヲ要スト思フ

トナラハ結構ナリト思フ
ヤンソン氏ニ談シテ予備的案ヲ作ラシメ日本ノ銀行、商工業者トノコントクト保タシメタシト思フカ大臣ヨリモ之ニ対シ好意的援助ヲ与ヘラレタシ

莫斯科ニ於テモ此問題ニ関シ其ノ筋ノ者ト談ヲ進メタシト思フ

大臣

露独協定ハ秘密ナリヤ否ラサレハ其ノ写ヲ得タシ然ラハ

此問題ノ研究ニ参考トナルヘシ

大使

秘密ナラスト思フ若シ為シ得レハ莫斯科ヨリ之ヲ送ルコ

トトスヘシ

大臣

日露実業株式会社ノ如キハ此問題ヲ研究スヘキ性質ノモノト思ハルルカ日本ニテモ両国当業者ノ談合ヲ必要トスル考ヲ有スルニ付私モヤンソン氏カ如何ナル当業者ト談ヲ進メラルルヲ適當トスルカラヲ研究シ置ケレハシ

大使

予備的程度ニ於テヤンソン氏カ日本当業者ト相談ヲ為シ

大臣

井上準之助氏ノ如キカ中心トナリ談ヲ進ムルカ宜シト思フ同氏ハ財政上ノ大ナル経験ヲ有シ嘗テ大蔵大臣タリシリ井上氏ノ如キハ即チ之レナリ

大臣

他面ニハ私ハ莫斯科ニ於テ談ヲ進メ更ニ帰任後其ノ談ノ進展ヲ計リタシト思フ日本ニハ大ナル財政ノ experts アリ井上氏ノ如キハ即チ之レナリ

大臣

私ノ考ト合致ス具体的問題ノ相談ニハ井上氏ノ如キ人ノ参加ヲ有利ナリト思フ

大臣

是迄大臣ト意見ノ交換ヲ為シタル問題ノ内通商代表問題カ其ノ主タルモノナリシナリ其ノ他ノ問題ニハ満州鉄道問題アリシカニ付テハ既ニ莫斯科ニ報告シ置ケリ最早此問題ニ立チ返ヘリテ申述フルノ意ナシ大臣ヨリ新シク着ケ加ヘラルルコトアリヤ

大臣

節直接聞クヘキモ大使モセ氏ニ聞カルレハ判明スヘシ

大使

其處ニハ何等カノ誤解アルヘシ正確ナル報道ヲ有セス哈爾賓露字新聞工ホーニ依レハ大蔵、セ氏ノ交渉ハ三線ニ関係シ居リ之カ為メセ氏ハハバロフスク浦潮ヘモ旅行セリトノコトナリ

大蔵、セ両氏ノ大体ノ談ノ外ニ技術的問題ニ付何人力他ノ者カ交渉ヲ為シタルコトト思フ

大臣

大蔵氏ハ二三日中ニ来ルヘキニ付ヨク聞キ置ケレハシ私モ誤解ナルヘシト思フ

大使

誤解ハ「セ」氏ト会ヒタル上明ニスヘシ

大蔵「セ」両氏ノ相談アリシ後三線ニ付テノ具体的の交渉アリシト思フ

大臣

「セ」氏ハ只今何處ニアリヤ

大使

恰爾賓ニアリ最近同地ヨリ報道ヲ得タリ

大臣

大使夫人ハ恰爾賓ニ待タレ同地ヨリ同行セラルルヤ
大使 然リ

外二、三小問題アリ

日本新聞ニ私ノ出発ヲ見送ル為私カ浜松同盟罷業ニ三千
円送レリトノ記事ヲ掲ケタリ之ハ私ノ旅行ヲシテ淋シカ
ラサラシメムカ為ナランモ斯ル無稽ノ談ヲ放ツハ札ヲ失

セルモノト思フ

大臣

日本ノ重立タル者ハ決シテ之ヲ信セス一笑ニ付シ居レリ
大使

莫斯科ヨリ帰来ノ山崎氏トノ「インター・ヴィユー」カ日
本新聞ニ掲ケラレタルカ之ニ依レハ同氏ハ我国ニ対シ誹
謗ヲ加ヘラレタリトノコトナリ我国ハ同氏ノ氣ニ入ラサ
リシナランカ駐屯國ノ事ヲ悪ク言フハ宜シカラサルヘク
ソレハ丁度私カ帰国ノ上日本ニ付ヨカラヌ事ヲ苦ハハヨ
ロシカラサルト同シコトナリ之モ亦新聞ノ妄想ニ過ぎ
ト思フ

私ニ談シタルトハ全ク反対ナレハナリ

大使

私ハ之ヲ莫斯科ニ報道スヘシ

尚一問題アリ

「セミヨノフ」問題ニ付テナルカ私ハ政治的ニ死セル彼
カ世間ニ持テハヤサルルヲ驚キ居レリ

大臣

「セミヨノフ」カ最近何カ為シタルコトアリヤ

大使

国民新聞三同人及床次、山梨氏ノ写真ヲ掲ケ三十人程会

合シテ滿州問題ニ付「セミヨノフ」ノ話ヲ聞ケリトアリ

写真ハ實在セルモノヲ撮リタルモノニテ新聞ニハ政治上
重大ナル話ヲ為セリトアリ

大臣

之ヲ聞カサルモ最早「セミヨノフ」ニ何人モ重キヲ置カ
ス活動俳優位ニナルコトハアリ得ヘキモ彼ニダマサルル
者ナシ

大使

「セミヨノフ」ノ企業ニ最早投資スルモノナキモ「セミ

大臣

山崎氏ハ私ニ会ヒシカ同氏ハ昨年露國ハ輸出入ノ均衡ヲ
失シ輸入超過ナリシカ其ノ後着々恢復ノ途ニアリテ經濟
財政益々安定ノ域ニ向ヒツツアリト語リ樂觀的ニ考へ居
レリ

新聞ハ正確ニ伝フルモノ一モナシ故ニ山崎氏ノ会見談ハ
正確ナラスト思ヒ之ニ重キヲ措キ居ラス

大使

露國ハ輸出入ノ「バランス」カ「パッショーヴ」ナリシコ
トヲ隱蔽セス「バランス」ノ「パッショーヴ」ハ何レノ國
ニモアルコトニテ之ヲ以テ直ニ不安定ナリト言フコトヲ
得ス山崎氏ハ会見談ノ正確ナラサルコトヲ明白地ニ言ハ
ルルヲ可トス此報道カ莫斯科ニ達セハ同地ニテハ山崎氏
ノ為ニヨカラヌ氣分ヲ釀生スヘシ

大臣

尤ナリ

併シ新聞ハ正誤ヲ為ササルモノナリ山崎氏カ事實ナラス
ト言フトモ取消ヲ為ササルヘシ免ニ角莫斯科政府カ之ヲ
信セサランコトヲ希望ス何トナレハ新聞記事ハ山崎氏カ

ヨノフ」カ新ニ出テ來ルカ如ク思ハシムルコトハ避クル
ヲ要スト思フ「セ」カ毛皮、反物ノ商売ヲ為スコトニハ
反対セサルカ彼ニ何等政治上ノ役割ヲ演セシムルコトハ
甚夕好マシカラス過去ノ事ハ忘レタキモノナリ

大臣

「セ」ヲシテ政治上ノ活動ヲ國內ニ於テ為サシムルコト
ナキニ付安心セラレタシ

大使

政治ニ關係スルカ如キ外觀ヲ為サシメサルヲ必要トス

大臣

床次氏カ「セ」ニ遇フコトヲ妨クルコトハ不可能ナリ

「セ」カ政治上反露的ノ計画ヲ為ササル限り之ヲ放逐シ
又ハ殺スコト能ハス

大使

斯ル極端ナル措置ヲ勧メス警察カ床次氏ニ注意スルコト
ハ困難ナルヘキモ「セ」ニ注意ヲ与フルコトハ可能ナリ
ト思フ

大臣

私モ聞キ合スヘシ併シ私ハ政党總裁カ「セミヨノフ」ノ

七 ソ連邦通商代表部設置問題 二〇六

二九四

意見ヲ聽クコトアリト信スルコト能ハス

大使

両国カ旧時ノ事ヲ忘ルルコトカ肝要ナリ「セミヨーノフ」カ政治的活動ヲ為サストスルモ政治的活動ヲ為ス力如キ印象ヲ世間に残サシムルハ不可ナリト思フ勿論「セ」ハ死セル者ナリ

大臣

私ノ想像スルコトカ一ツアリ大使ニ御話シスルカ以前西伯利出兵時代ニ一時政府ヨリ「セミヨーノフ」ニ資金ヲ供給シタルコトアリシカ之カ日本ノ内政問題トナリタルコトアリ故ニ「セ」ニ対スル資金ノ供給ニ付床次氏等カ本ハ「セ」ノ政治運動トシテ間違ヒタル報道カ伝ハリシカ

(付記九)

通商代表部ニ閲スル露国各國間協定比較(極秘)

日 露間ノ協定案

- | | |
|-----------------------------|---------------------------|
| 1 通商代表部ハ其ノ營業ヲ大使館外ノ事務所ニテ為スヘシ | 1 通商代表部ノ支部ヲ定ムルニハ日本ノ同意ヲ得ヘシ |
|-----------------------------|---------------------------|

獨 露間ノ協定

- | | |
|-------------------------|---|
| 1 伯林ニ在ル通商代表部事務所ハ治外法権ヲ有ス | 1 及 2 「ロンドン」ニ在ル貿易代表事務所及将来両國ノ協定ニ依リ定メラルヘキ貿易代表 |
|-------------------------|---|

英 露間ノ協定(未批准)

- | |
|--------------------------------------|
| 3 貿易代表者及其ノ補助員ハ在外代理者及通商代表部顧問官ハ治外法権ヲ有ス |
|--------------------------------------|

「セミヨーノフ」ノ政治的運動ハ許スヘキニアラス「セミヨーノフ」ノ金ノ費消ニ付他ノ者ト共ニ被告トシテ法廷ニ立ツコトアラムコトヲ望ム

大使

「セミヨーノフ」ノ政治的運動ハ許スヘキニアラス「セミヨーノフ」ノ金ノ費消ニ付他ノ者ト共ニ被告トシテ法廷ニ立ツコトアラムコトヲ望ム

大臣

「セ」カ被告トナルヤ否ヤハ知ラス

此外ニ問題ハナシ私ノ出発後私ノ代理人ニ対スルニ私ニ対セラレタルト同様ナラムコトヲ期待ス

大臣

喜テ同氏ヲ世話をヘシ

二、代表者ニ閲スル規定	
1 露国政府ハ通商代表部ヲ代表スル権限アル者ノ氏名及其ノ権限ノ範囲等ヲ日本ニ通知スヘシ	1 通商代表部ハ其ノ營業ヲ大使館外ノ事務所ニテ為スヘシ
2 右氏名権限ヲ日本政府日本ノ官報ニ告示シタル後ニ非レハ代表者ハ取引行為ヲ為スヲ得ス	2 通商代表部ノ支部ヲ定ムルニハ日本ノ同意ヲ得ヘシ
3 露国政府ハ通商代表部ノ長官及其ノ二人ノ補助員ヲ大使館ノ商務參事官及商務書記官ト為ス得ヘク彼等ハ商務參事官及商務書記官トシテハ治外法権ヲ有ス	3 通商代表部ハ其ノ二人ノ代理者及通商代表部顧問官ハ治外法権ヲ有ス
4 商務參事官ハ一人商務書記官ハ二人タルヘシ	4 商務參事官ハ一人商務書記官ハ二人タルヘシ
5 通商代表部ノ部員カ日本ニ渡來スルニ際シテハ原則トシテ在「モスコ一」日本大使館ニ於テ「ヴィザ」ヲ受クヘシ	5 通商代表部ノ部員カ日本ニ渡來スルニ際シテハ原則トシテ在「モスコ一」日本大使館ニ於テ「ヴィザ」ヲ受クヘシ
6 通商代表部々員ニシテ商務參事官及商務書記官ノ資格ヲ有スル者ハ其資格ニ於テ外交官ノ特權ヲ有スルモ其ノ他の通商代表	6 通商代表部々員ニシテ商務參事官及商務書記官ノ資格ヲ有スル者ハ其資格ニ於テ外交官ノ特權ヲ有スルモ其ノ他の通商代表

三、通商代表部 ノ取引行為 ニ関スル規 定	部々員ハ日本ノ法律及裁判権ニ 服シ且其ノ行為ハ通商代表部ノ 目的ノ範囲内ニ止ムヘシ
7 商務參事官タル通商代表部長 官ハ露国人ノ輸出入ニ付「ライ センス」ヲ与フ	1 通商代表部ノ為ス取引行為ハ 日本ノ法令及裁判権ニ服ス

四、其ノ他ノ規 定	官ハ露国人ノ輸出入ニ付「ライ センス」ヲ与フ
2 通商代表部ノ財産ハ日本ノ法 令及裁判権ニ服ス	1 通商代表部カ露國ノタメニ為 シタル法律行為及其ノ經濟的結 果ハ独逸法律ニ依リ独逸裁判權 ニ服ス
3 解釈上下欄ト同様	2 独逸ニ在ル露國ノ財産ハ強制 執行ヲナスヲ得ヘシ
	3 露國政府ハ通商代表部ヲ代表 スル權限アルモノカ通商代表部 ノタメニナシタル總テノ法律行 為ニ付責任ヲ負フ
	4 通商代表部ノ行為ハ外國貿易 及之ニ關係アル事項ニ限ラルヘ シ

1 独逸カ将来露國領土内ニ通商 代表部ヲ設クル時ハ在露國通 商代表部ト同一ノ特權免除ヲ受 クヘシ	1 貿易代表者及其ノ代理人ノ為 シタル一切ノ商取引ハ英國ノ法 令及裁判権ニ服ス
2 独逸ニ在ル露國ノ財産ハ強制 執行ヲナスヲ得ヘシ	2 露國政府ハ貿易代表者及其ノ 代理人ノ為シタル一切ノ行為ニ 付責任ヲ負フ
3 露國政府ハ通商代表部ヲ代表 スル權限アルモノカ通商代表部 ノタメニナシタル總テノ法律行 為ニ付責任ヲ負フ	3 露國政府ハ貿易代表者及其ノ 代理人ノ為シタル一切ノ行為ニ 付責任ヲ負フ
4 通商代表部ノ行為ハ外國貿易 及之ニ關係アル事項ニ限ラルヘ シ	4 通商代表部ノ行為ハ外國貿易 及之ニ關係アル事項ニ限ラルヘ シ

(付記一〇)

在日「ソウェイエト」社会主義共和国連邦通商代表部付利権委員会ニ関スル規程

第一条 在日「ソウェイエト」社会主義共和国連邦通商代表部ニ利権委員会ヲ設ク、同委員会ハ「ソウェイエト」社会

主義共和国連邦付中央利権委員会ノ指揮ニ從ヒテ行動ス

第二条 利権委員会ハ中央利権委員会ノ任命スル会長一名

及委員三名ヲ以テ組織ス

委員一名ハ「ソウェイエト」社会主義共和国連邦最高国民

経済會議ト協議ノ上任命シ一名ハ「ソウェイエト」社会主

義共和国連邦財務人民委員部ト協議ノ上任命スルモノトス

第三条 利権委員会ハ各個ノ問題ノ評議及審査ヲナス為専門家ヲ招致スルノ權利ヲ有ス専門家中ニ「ソウェイエト」社会主義共和国連邦外交代表部及通商代表部ノ勤務者ヲモ含マシムルコトヲ得

第四条 委員会ハ左ノ事務ヲ管掌ス

イ、日本ヨリノ利権ニ関スル提議、合弁株式会社ノ設立ニ関スル提議及「ソウェイエト」社会主義共和国連邦領

域内ニ於ケル何等カノ形式ニヨル外國商館ノ業務執行認可ニ関スル請願ノ審査

ロ、自ラ若クハ中央利権委員会ノ照会ニヨリ本条第(1)項ニ掲タル請願ヲ為シタル商館ノ財政及技術上ノ信用調査ハ、中央利権委員会ノ指揮ニ從ヒ利権競争者ト直接交渉ヲ為スコト並予備案作製及中央利権委員会ノ許可ヲ得テ利権競争者ト協定シタル予備的利権契約案ニ調印スルコト

二、中央利権委員会ノ質問ニ対シ意見書及調査書ヲ提出スルコト

第五条 利権委員会ハ其ノ會議ノ一切ノ議事録管掌スル利権事務ニ關スル定期報告書並受理及審査シタル提議案ヲ中央利権委員会ニ送致ス

利権委員会ハ自ラ為シ若ハ其ノ監督ノ下ニ「ソウェイエト」社会主義共和国連邦中央機関代表者ノ為ス一切ノ交渉ニ關シ正規ニ且遲滞ナク中央利権委員会ニ報告スヘキモノトス利権契約ノ客体カ極東地方ニ在ル場合ニハ利権委員会ハ右客体ニ關スル一切ノ申請及交渉ニ關シ書類ノ

写ラ 極東利権委員会ニ送付スルモノトス

第六条 利権委員会ト「ソヴィエト」社会主義共和国連邦ノ官庁及當造物トノ一切ノ接渉ハ極東利権委員会トノ直

接接渉ヲ除クノ外専ラ中央利権委員会ヲ経テ之ヲ為ス、

極東利権委員会ト直接接渉ヲ為シタル場合ハ中央利権委員会ニ對シ必ス之レカ書類ノ写ヲ送付スルコトヲ要ス

緊急又ハ特ニ重要ナル場合ニハ外務人民委員部、「ソウイエト」社会主義共和国連邦内外貿易人民委員部、「ソウ

ウイエト」社会主義共和国連邦財務人民委員部及「ソウイエト」社会主義共和国連邦最高国民经济會議ニ對シ利

權委員会ヨリ中央利権委員会ニ送付スル書類ノ写ヲ送付スルコトヲ得

「ソヴィエト」社会主義共和国連邦人民委員會議々長

ア、ルイコフ、エヌ、ゴルブーノフ、

書記官長

ア、ルイコフ、エヌ、ゴルブーノフ、

(Trofim Mikhailovitch Borisoff)

莫斯科「クレムリン」一千九百一十六年三月三十日

(一千九百一十六年五月六日「イズウエスチャ」紙所載)

二〇七 七月十日 外務省告示案

ソ連邦通商代表部ニ於テ商取引ヲ為シ署名ノ
権限ヲ与ヘラレタル者ニ關スル件

(告示(編註))

外務省告示第四十一号

在本邦「ソヴィエト」社会主義共和国連邦大使館ヨリ本邦ニ於ケル同國通商代表部ハ左記ノ者ニ對シ同代表部ノ

名ニ於テ商取引ヲ為シ且右取引ニ基ク契約書、証書及其ノ他ノ商用書類ニ署名スル權限ヲ与ヘタル旨六月二十八日付ヲ以テ通告アリタリ

アレクサンドル・イリイッチ・ズイグリース

(Alexandre Iliitch Zigline)

アーヴィアム・マトガイエヴィチ・ミリアイエフ

(Abraham Matveievitch Miliajeff)

アルカディー・ミカイロヴィチ・クマン

(Arcadie Mikhaïlovitch Bekman)

モイーザ・イリイッチ・フインケル

(Moise Iliitch Finkel)

ヴィアチスラフ・ミカイロヴィチ・エルンショ

(Viatcheslav Mikhailovitch Ellesch)

トロフィム・ミカイロヴィチ・ボリソフ

(Trofim Mikhailovitch Borisoff)

前記ノ代表部職員及其ノ職權範囲ニ変更アリタル時ハ其ノ旨告示スベシ

大正十五年七月十日

外務大臣男爵 幣原 嘉重郎

編註 「注意 七月十日ノ官報ニ掲載ノコト」トノ書入レガア
ル
一〇八 七月十二日
幣原外務大臣ヨリ
浜口内務大臣宛
江木司法大臣宛

ソ連邦通商代表部ニ關スル取極ノ記録書等送付ノ件

通一機密第二〇八三号(極秘)

在本邦露国通商代表部ニ關スル取極ノ記録書等送付ノ件

本邦ニ設置セラルヘキ露国通商代表部ノ地位、職務等ニ関

シ予テ両國間ニ協議中ナリシ處今般交渉成立シ六月二十三日付ニテ記録書作成ノ手続ヲ了シタルヲ以テ右記録書写、

同訳文及同説明書各一部御参考迄茲ニ送付ス

七 ソ連邦通商代表部設置問題 二〇八 二〇九

尚本件取極ハ説明書ニモ記載シアル通代表部ノ治外法権ニ關スル規定ノ關係上之ヲ公表セサル事ニ申合セタルニ付内容ノ外間ニ漏洩セサル様關係書類ノ取扱其ノ他ニ關シ特ニ御配慮相成様致度此段併テ申進ス

一〇九 七月二十八日
外務省ヨリ
在本邦ソ連邦大使館宛
通商代表部神戸及ビ函館支部開設期日ニツキ
了承シタル旨通報ノ件

口 上 書

帝国外務省ハ在本邦「ソヴィエト」連邦大使館ニ對シ七月十二日付口上書ヲ以テ同國通商代表部ノ神戸及函館兩支部開設時期ニ關シ照会シタル処右ニ對スル回答トシテ同大使館ヨリ七月十四日付ニテ送付セラレタル口上書ヲ同十五日ニ受領セリ然ルニ該口上書ニハ両支部ノ開設期日ニ付何等明示ナカリシヲ以テ山口領事ヲシテ右口上書ノ趣旨ヲ問合セシメタルニ対シ「ベセドフスキイ」代理大使ヨリ右ハ連邦大使館ノ口上書カ帝国外務省ニ到着シタル日ヲ以テ神戸及函館兩支部開設ノ日トナスヘキ趣旨ナル旨説明セラレタル趣了承セリ依テ帝国外務省ハ最近ノ帝国官報ニ前記両支

七 ソ連邦通商代表部設置問題 二〇九

部カ七月十五日ニ開設セラレタル旨告示スヘク此段「ソヴィエト」連邦大使館ニ対シ通告スルノ光榮ヲ有ス

一一〇（昭和元年）十二月二十八日 在浦潮渡辺總領事ヨ
幣原外務大臣宛

新任ソ連邦通商代表アニケーエフノ談話報告

ノ件

機密第六〇八号

（昭和二年一月十日接受）

昭和元年十二月二十八日

在浦潮斯徳

総領事 渡辺 理恵（印）

外務大臣男爵 幣原 喜重郎殿

新任本邦駐在勞農通商代表「アニケーエフ」ノ

談話ニ閲シ報告ノ件

新任本邦駐在通商代表「パーウエル・ワシリエウイチ・アニケーエフ」夫妻ノ当地着発ニ関シテハ往電第二九一号報告及置キタル処同氏ハ在当地外務代官「シマノフスキイ」ノ紹介ニテ本月十一日本官來訪赴任挨拶ノ後自分ハ約二年半土都ニ駐在シ近東ノ経済事情ニハ通スルモ極東殊ニ貴國ノ事情ニ閲シテハ著書及ヒ報告文書以外知識ヲ有セサルヲ

ノ勤務者ヲ我国ニ殆ント自由ニ派遣シ活動シアルニ反シ我方ハ一商務官カ莫斯科ニアルノミニテ曩ニ商工省派遣ノ通信員一名ノ如キハ当地ヨリ遂ニ引き揚ケラ余儀無クセラレ其他ノ個人実業家ハ入露ニ際シ一々貴部ヨリ査証上ノ制限ヲ受ケ入露殆ント困難ノ状態ニアル点ニアリ又貴部ニハ実務ニ経験ナキモノアル模様ニテ貴国内外地諸機関ヨリノ折角ノ註文品カ往々見本ト实物ト相違シ又ハ註文以外ノ物輸入セラレ且概シテ本邦仕入レヲ安値ニ競リ落サルル為メ品質粗悪ノ物輸入セラレ為ニ本邦製品ノ声価ヲ落シ顧客ノ不満ヲ招クコトアルヲ耳ニセリ依テ余ノ希望トシテハ帝国官憲力露国ニ赴ク邦人ニ対シテハ旅券下付ヲ充分取締リアルニ付之ニ信頼シ入露者ニ対シ容易ニ査証ヲ与ヘ独伊両国人ノナセル如ク彼等ヲシテ見本等携帶親シク貴國ノ需要狀況ヲ研究セシメ各種機関、団体、個人ヨリノ註文ヲ取ラシメ又貴國ヨリノ輸出品ニ対シテモ取引準備ヲナシムル如クセハ一方貴部ノ事務ヲ容易ナラシムルト同時ニ實際需要者側ノ満足ヲ与フルコト思フ又貴部ノ買付専門家ハ徒ニ値段ヲ敲ク事ニ力メ当事者ノ信用及品質其他ノ關係ヲ顧慮スル機力メラレ度シ然ラサレハ我方ノ堅実ナラサル方面カ貴

以テ今回赴任ノ途次態々哈府及当地ニ立寄リ實地視察ト對内事務打合ヲ企テタルカ此ノ機ニ於テ貴我通商ニ闊スル貴見ヲ拝聴シ得レハ幸甚ナリト申出テタルヲ以テ本官ハ適宜需給關係ヲ調節シ我方ノ產物輸出ト貴國製產品ノ必要ナル輸入ヲ計ルコト及ヒ兩國經濟關係促進上緊要ナル利權事業ノ成立助長ヲ計ラントス之力為ニハ先ツ着任後親シク貴國ノ実情ヲ充分研究セントスルモノ故自分ノ参考トナルヘキ諸点忌憚ナク教ヘラレ度シト語リタリ依テ本官ハ両國通商及利權事業發展ノ為來任サレタル貴官ヲ我方ノ歡迎スルハニケーニアリ貴方ノミニ主ニ有利ニシテ且之力為弊害アル論無ク余ハ相互利益ノ為充分目的ヲ達セラレンコトヲ祈ル一人ナルカ唯余ノ見ル處ニ依レハ通商關係ハ貴我貿易制度ノ根本的差異ト貴方從来ノ遣口ニテハ遺憾乍ラ今迄殆ント一方的ニアリ貴方ノミニ主ニ有利ニシテ且之力為弊害アルヲ認ムルハ過渡期ノコトトテ已ムナカラニモ又貴代表此後ノ方針如何ニ依リテハ幾分緩和サレ双方ノ為有利ニ向ハシムルヲ得ント云フハ他ニアラス貴方ハ官吏ニシテ同時ニ商取引資格ヲ有スル貴代表部付又ハ「ゴストルグ」其他機関

七 ソ連邦通商代表部設置問題 二〇一

権業者ノ企図ニ対シテモ同様取扱ヒノ考へナリ且余自身モ
貴國ニ在任中毎年少クモ一回位ハ我極東地方ヲ視察シ種々
ノ要求註文乃至欠点等ノ研究ヲ重ヌル積リナリ云々ト語リ
尚本官カ試ミニ露側カ現ニ輸入ヲ殆ント禁止シアル本邦野

菜及ヒ果物等ノ輸入許可方針如何ヲ聞キタルニ対シ「ア」
ハコハ我カ經濟状態ノ回復ニ從ヒ漸次緩和スヘキモ何分対
外貿易「バランス」ノ関係上相当考慮ヲ要スト語リ居タリ
本信写送付先 莫斯科、哈府、哈市

事項八 日ソ外交関係雑件

一一一 一月三日 在ソ連邦田中大使ヨリ
幣原外務大臣宛 (電報)

チチエリンハスターインノ演説二言及シ日本

トノ親善関係ヲ強調セル件

付記一 大正十四年十二月十四日幣原外務大臣ヨリ在

ソ連邦、在米各大使、在中国公使、在浦潮總領事各宛合第二二九号

ソヴィエト連邦ノ極東政策ニ関スル声明書公表ノ件

二 大正十四年十二月十八日幣原外務大臣ヨリ在
本邦ソ連邦大使宛覚書
ソ連邦政府ノ極東政策ニ關スル件

三 大正十四年十二月二十三日在ハルビン天羽總領事ヨリ幣原外務大臣宛機密第二二三号

コップ大使声明ノ反響ニ關シ申進ノ件

四 大正十五年二月一日在本邦中国公使ノ出淵次
官來訪談要領

日露間「アグリーメント」交渉説ニ關スル件

五 满州ニ關スル日露新協定問題 (大正十五年一月、亞細亜局第一課調)